

平成24年第1回太子町議会定例会（第436回町議会）会議録（第1日）

平成24年2月24日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 諮問第3号 学校歯科医の増減につき意見を求めることについて
- 10 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 11 議案第1号 平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 12 議案第2号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第3号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第4号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第5号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第6号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第7号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第8号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 19 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（斑鳩小学校屋内運動場改築工事）
町長施政方針
- 20 議案第10号 町道路線の認定について
- 21 議案第11号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 22 議案第12号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第14号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第15号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第16号 兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 27 議案第17号 西播磨地域消防広域化協議会の設置について
- 28 議案第18号 平成24年度兵庫県太子町一般会計予算
- 29 議案第19号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 30 議案第20号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 31 議案第21号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 32 議案第22号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 33 議案第23号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 34 議案第24号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 35 議案第25号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
- 9 諮問第3号 学校歯科医の増減につき意見を求めることについて
- 10 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 11 議案第1号 平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 12 議案第2号 平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第3号 平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第4号 平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 15 議案第5号 平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 議案第6号 平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第7号 平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第8号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 19 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（斑鳩小学校屋内運動場改築工事）
町長施政方針
- 20 議案第10号 町道路線の認定について
- 21 議案第11号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 22 議案第12号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第14号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第15号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第16号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 27 議案第17号 西播磨地域消防広域化協議会の設置について
- 28 議案第18号 平成24年度兵庫県太子町一般会計予算
- 29 議案第19号 平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 30 議案第20号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 31 議案第21号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 32 議案第22号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 33 議案第23号 平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 34 議案第24号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 35 議案第25号 平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆

5 番 福 井 輝 昭
7 番 平 田 孝 義
9 番 井 川 芳 昭
1 1 番 中 島 貞 次
1 3 番 井 村 淳 子
1 5 番 中 井 政 喜

6 番 森 田 眞 一
8 番 吉 田 日出夫
1 0 番 清 原 良 典
1 2 番 服 部 千 秋
1 4 番 橋 本 恭 子
1 6 番 佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也
書 記 森 本 麻 友

書 記 北 陽一郎
書 記 山 本 雅 子

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 寺 田 寛 文
生活福祉部長 山 本 修 三
教 育 次 長 神 南 隆 司
監 査 委 員 森 川 勝

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 香 田 大 然
経 済 建 設 部 長 山 本 武 志
財 政 課 長 堀 恭 一

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

寒さの中にも早春の息吹が感じられる季節となっておりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成24年第1回太子町議会定例会（第436回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

今期定例会では、平成24年度本町行政の根幹となる当初予算を初め、人事案件、補正予算、条例の改正など、多数の重要案件を長時間にわたりご審議いただくことになっております。

さて、平成24年度予算編成において、国では東日本大震災からの復旧、復興や消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革を目指しており、また兵庫県では東日本大震災の教訓を生かそうと防災や危機管理対策に重点配分した予算編成が行われています。

本町においても、財政状況は依然として厳しく、財政改善の兆しは見えないが、安心で

安全なまちづくりのためにあらゆる英知を集集し、町の発展に努めなければなりません。

議会としましては、住民が希望を持って安全・安心に暮らせる社会の実現に向け、政策提言機能やチェック機能の充実に取り組むなど、3万4,000町民の負託にこたえてまいり所存であります。

平成24年度の町政運営の方針につきましては、後ほど町長から説明がございますし、会期中には新年度予算審査のため一般会計予算委員会の設置も予定されているところであります。

議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げまして、まことに簡単措辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

町長。

~~~~~

#### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） どうも皆さんおはようございます。

平成24年第1回太子町議会定例会（第436回町議会）が開会されるに当たりまし

て、一言ごあいさつを申し上げます。

幾らか寒さも緩み始めましたが、議員各位におかれましては公私ともご多忙のところご健勝にて本会議にご出席いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。平素は、町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと、まことにご同慶にたえない次第であります。

さて、未曾有の被害となりました東日本大震災の発生から1年が過ぎようとしています。被災地の皆様には、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

太子町としましても、兵庫県を通じ短期の職員派遣を行ってきたところでございますが、今後ともできる限り支援を行っていききたいと、このように考えております。

今期定例会におきましては、予算案件として平成23年度補正予算案8件、平成24年度当初予算案8件、そのほか契約案件1件、条例案件5件、規約案件2件、その他の案件1件の計25件の議案と人事案件の諮問2件、その他案件の諮問1件、同意案件1件の計29件の案件を提出させていただいております。ご審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。また、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

(開会 午前10時04分)

○議長(佐野芳彦) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成24年第1回太子町議会定例会(第436回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐野芳彦) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、中島貞次議員、服部千秋議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(佐野芳彦) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの29日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの29日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長(佐野芳彦) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等29件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表を付してお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成23年度11月分及び12月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

~~~~~

日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中

の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から12月20日、12月26日、1月11日、1月18日、1月20日、2月13日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

~~~~~

### 日程第5 総務常任委員会の所管事務調査報告

### 日程第6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第5、総務常任委員会の所管事務調査報告から日程第6、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告までを一括議題とします。

お諮りします。

各常任委員会から所管事務調査報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

最初に、総務常任委員会の所管事務調査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 皆さんおはようございます。

これまで総務常任委員会は庁舎問題について調査をしてまいりましたが、新しく庁舎問題に関する特別委員会が設置される運びとなっておりますので、本日は総務常任委員会の課題のうち、庁舎問題についての第77条の最終報告をさせていただきます。

所管事務調査報告書、本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名、(1)庁舎問題。

2、調査年月日、平成23年6月9日（木）から平成24年2月14（火）の間で計23回。

3、調査の経過及び意見、調査中の課題意見について、以下のとおり報告いたします。

これらは調査した順番に並べさせていただいております。

まず(1)ですが、宍粟市庁舎視察、平成23年7月5日。宍粟市庁舎では、事務所機能を果たしている様子を視察した。低いカウンターにし、市民と職員が座って対応されている様子は、本町も取り入れるべき姿である。

いろいろ書けませんので、短くそれぞれを書いて報告をさせていただきます。

(2)中間報告の提言。9月議会では、庁舎建設に当たり、留意すべきであると当委員会が考える提言をまとめた。

1)庁舎建設の基本的な考え方について。コンパクトで事務所機能を果たす庁舎、防災本部機能、耐震化、バリアフリー、町民が交流できる場所、動線に留意した庁舎などすること。

2)庁舎内部について。住民の作品展示や催しのできるスペース、喫茶スペース、ローカウンターによる住民対応、庁舎内の無線化などを行うこと。

3)庁舎建設の進め方（住民参加のあり方）について。性急に進めず、広く町民の意見を聞き、業者選定は慎重に行うこと。また、住民の中に位置を不安視する意見があるため、町民の意見を聞く努力を怠らないよう進めること。

(3)町民懇談会の実施、平成23年11月24日、25日、26日、29日。町民懇談会では、新庁舎位置について不安視する意見が多数出された。当局から具体的な説明がないため、町民に説明できなかった。参加者からは、議会はもっとしっかりして、当局をただすようにとの強い意見が出された。もっと具体的な内容が出てから、再度懇談会を開催してほしいとの意見も出された。当局や議会に対して、情報を公開するよう求められた。このことは、当局にも強く要望するものであります。懇談会の内容を町民にフィードバックしてほしいとの意見が参加者から出され、委員会として懇談会のまとめを作成いたしました。議会運営委員会、全員協議会を経て、平

成23年12月26日に自治会配付回覧文書『太子町議会総務常任委員会「庁舎問題に関する町民懇談会」結果報告』で回覧をお願いいたしました。回覧文書については、資料1でついているとおりであります。

(4)岡山県真庭市庁舎の視察、平成24年1月23日。岡山県真庭市庁舎は、議会と当局が数十回にわたり会議を開催した結果、当初案が大幅に修正され、現庁舎になった。本町の庁舎建設に当たっても、当局と議会は十分な論議をするべきである。

(5)新庁舎建設検討委員会の内容に対する検討。新庁舎建設検討委員会は、これまで平成23年9月と11月の2回開催されているが、議長から報告された内容では、基本計画案も途中段階であり、具体的内容は当局からいまだ伝えられていない。

(6)西播磨6市町の調査及び具体的項目の検討。中間報告による提言以降、新庁舎建設に当たり、具体的項目について調査いたしました。喫茶コーナー、展示スペース、ローカウンター、キッズスペース、休日開庁について、播磨地域13市9町の現状を調査検討いたしました。調査結果については、資料2に載せさせていただいているとおりであります。西播磨6市町については、各委員が足を運び調査を行い、それを持ち帰って検討を行いました。これらの項目について、委員会として以下のとおり結論と提言をまとめました。

まず、本町の現状について述べておきますと、本町では喫茶コーナー、展示スペース、ローカウンター、キッズスペースはありません。休日開庁は、役場開庁日の18時15分まで窓口業務延長となっております。戸籍、住民票に関する証明は、郵便または夜間休日受付専用窓口で交付請求が可能です。郵送による返信も可能です。

以下に、各項目について委員会のまとめを述べます。

①喫茶コーナーについて。市役所の多くが設置しているが、町役場にはほとんどない。また、当委員会が視察した新しい庁舎である

真庭市、宍粟市には喫茶コーナーは設置されていなかったが、当委員会としては規模を縮小した住民がくつろげる場所として、以下のように考える。

【結論と提言】別紙資料2を検討してみると、西播磨地区や北播磨地区では庁舎と同敷地内にある交流施設内に喫茶コーナーがあるところに注目できる。このことから、新庁舎を住民の交流拠点と位置づけるならば老朽化している中央公民館のあり方も含めて検討し、住民が憩える場として喫茶コーナーを設置するか、または宍粟市のように住民サロンを目的としたくつろぎの空間を設け、そこに室内自動販売機を設置するかのどちらかの形が望ましい。

②展示スペースについて。別紙資料2のように、西播磨地区では本庁舎内において展示スペースを持つのは宍粟市のみである。しかし、東播磨地区や北播磨地区では、庁舎ロビーや庁舎敷地内の別棟に展示スペースを設けるなどの対策をとっている市町が多いことが注目される。

【結論と提言】新庁舎建設に当たり、展示スペースを確保することが住民との交流空間づくりには必要ではないかと考える。また、「喫茶コーナー」同様、交流拠点として検討し、他市町のさまざまな活用を参考に、さらに検討を進める必要がある。

③ローカウンターについて。播磨地区の庁舎では、最も新しい宍粟市役所がローカウンターを採用している。また、現在新庁舎建設に向けて基本計画案策定などの動きがある加東市、多可町でもローカウンターを採用する方針となっている。

【結論と提言】新庁舎建設に当たり、窓口業務はローカウンターとすることが必要である。

④キッズスペースについて。キッズスペースは、広さをそれほど必要とせず、音やほりなどに気を使う必要が余りなく、場所を選ばず設置しやすい。また、けがの心配が少ない。設置費用が安くできる。

【結論と提言】新庁舎建設に当たり、子育て世代に配慮したキッズスペースの設置は必要である。

⑤休日開庁について。別紙資料2のように、東播磨地区や北播磨地区では、休日開庁を行っている自治体が多いことは注目に値する。ただし、今後も休日開庁（本町以外を含む）をしている市町の休日受け取りのシステムなど、職員配置や残業手当、住民の利用率などの諸条件を調査検討する必要がある。

【結論と提言】播磨地域の現状を参考に、新庁舎建設に伴い、休日開庁について実態と諸条件を調査して結論づける必要がある。また、電子申請「eーひょうご」、自動交付機の導入についても調査検討する必要がある。

⑥神姫バスの接続について。

【結論と提言】神姫バスの庁舎への乗り入れを検討すること。

⑦庁舎デザインについて。

【結論と提言】斑鳩ふるさとまちづくり協議会が推進している景観形成に配慮した建て方とすること。メンテナンスを考慮し、陸屋根ではなくかわらぶきが望ましい。

(7)最終報告への経緯。庁舎建設について、今後調査を進めるに当たっては、総務常任委員会の所管の枠を超える部分が生じたため、特別委員会の設置を議会運営委員会に求めました。よって、3月議会初日、本日でございますが、に本課題についての最終報告を行うことといたします。

最後に、特別委員会への申し送り事項及び当局への要望事項を申し上げます。

《特別委員会への申し送り事項》

1)総務常任委員会が調査した経過及び内容を理解し、その上に立って委員会活動をされること。

2)町民懇談会で、時期を見て再度町民懇談会を開いてほしいとの強い意見があったことを踏まえて、委員会活動をされること。

次に、当局への要望事項ですが。

《当局への要望事項》

当局の野々市市視察について当委員会への

口頭説明を求めたが、資料の提出のみであった。今後は、庁舎建設の検討過程において情報を開示するとともに、議会側の意見を取り入れる姿勢を持つこと。

以上であります。

この後に、資料1と資料2をつけておりますので、この資料もご参考いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

次に、福祉文教常任委員会の所管事務調査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 おはようございます。

福祉文教常任委員会の所管事務報告書をさせていただきます。読み上げて報告にかえさせていただきます。

本委員会の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査事件名、(1)学校給食の地産地消について、(2)学校給食の食物アレルギー対応について。

2、調査年月日、平成23年10月12日水曜日から平成24年2月8日水曜日の間で計5回。

3、調査の経過及び意見。

調査に当たり、太子町学校給食共同調理センターへ出向き、施設の概況検分及び給食試食による視察を行った。給食センターは、昭和48年に建設されて以来38年が経過し、経年劣化による調理機材等は順次更新を行っている現状で、建物に耐震性がないことが今後の課題である。給食センターに地産地消、食物アレルギー、給食費の滞納等について、課題調査に関連する資料を求め、また給食センター方式で提供している近隣の団体へ文書照会を行い、佐用町給食センターの施設のDVD

を見るなど、委員会で比較調査を行った。調査した課題について、以下のとおり報告する。

(1) 学校給食の地産地消について。太子町産における地産地消の対象食材は、米、野菜が大半である。そのうち、米は委託炊飯分を除いて、町内あるいは周辺の市町産米を業者から購入している。平成22年度の給食食材調査では、野菜は年間使用量9万5,890 kilogramsのうち20品目、9,964 kilogramsを町内生産者団体の太子夕市部会を通じ、購入している。また、特産物の太子みそ、タケノコの加工品については、それぞれの町内加工団体より購入している。太子町は兼業農家が多く、町の面積も狭いことから、農家数、農業規模、田畑面積、農産物収穫量、特産物などが西播磨他市町に比べ少なく、学校給食への地産地消の割合は最も低い結果となっている。しかし、給食センターでは、地産地消を真剣にとらえ、給食に特産物の太子みそや地元野菜を使用した太子みそ焼きそば、武蔵汁を新メニューとして献立に加えるなど、新しいことにもチャレンジしている。

提言。太子町の農業は、米づくりを主とする兼業農家によって行われ、野菜は自家消費用として各家庭で少しずつ生産してきた。そのため、野菜を市場商品として生産するなどという意識や体制が育っていない。このような環境の中にあっては、学校給食の地産地消の問題を給食共同調理センターや太子夕市部会のみの問題として考えるのではなく、地産食材の納入を依頼することができる体制、組織を農業施策全体として確立させることが必要である。また、日ごろ食べている食材が生産される過程に関心を持ち、食の大切さや農業の役割、地域の食文化などに対する理解を深め、感謝の心や郷土愛をはぐくむことが大切である。子供たちの健康を守るため、新鮮な農産物を取り入れ、安心・安全な食と農の結びつきを身近に感じる学校給食を目指すこと。

(2) 学校給食の食物アレルギー対応につい

て。太子町の幼・小・中の食物アレルギーの児童・生徒数は、平成23年5月1日現在の調査では、給食対象3,923名のうち258名であり、そのアレルゲンの主たるものは卵120名、牛乳類29名、甲殻類66名、小麦粉9名などであった。これらの児童・生徒には、給食メニュー、レシピの中にアレルギー食材が含まれている状況を知らせ、ほとんどが配ぜんされたものの中から該当物を除き食しているが、弁当持参の者は平均して1日15名いる。一方、近隣では佐用町の学校給食センターが1,695食のうち、アレルギー対応専用調理室を設けて18名の対象者にアレルギー対応給食を実施している。当町でも、以前から保護者からアレルギー対応給食の実施へ強い要望があるが、佐用町等先進地の調査から給食センターでアレルギー対応食（除去食）を行う場合、調理スペースや専任の調理員、調理器具などの問題があり、現給食センターでは無理な状況である。

提言。当町における何らかの食物アレルギーを持つ児童・生徒は全体の6%であるが、佐用町がアレルギー対応食の希望者から医師の診断や家庭での対応の有無を条件としていることを考慮すると、当町における対象者ももっと少なくなると考えられる。しかし、アレルギー対応給食を実施するためには、人的、物理的環境の整備を図る必要があることから、現在の施設では対応不可能と思われる。今後、給食センターの改築や建てかえのときには対応を考えること。

以上、報告をさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

~~~~~

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の
推せんにつき意見を求めるこ

とについて

○議長（佐野芳彦） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 諮問第1号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いいたしております熊谷恵也氏が平成24年9月30日付をもって任期満了となります。

熊谷氏は平成9年10月1日より人権の擁護及び相談業務に熱意を持って活動していただいております、引き続き同氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであります。

なお、熊谷氏の経歴は参考資料のとおりであります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり推薦

することに決定しました。

~~~~~

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議長（佐野芳彦） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 諮問第2号人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員をお願いしております山本明乗氏が平成24年9月30日付をもって任期満了となります。

山本氏は平成18年10月1日より人権の擁護及び相談業務に熱意を持って活動していただいております、引き続き同氏を法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、町議会の意見を求めるものであり、山本氏の経歴は参考資料のとおりであります。

よろしくご審議を賜り、原案に異議なしとの意見をいただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本案は議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐野芳彦) 異議なしと認めます。  
したがって、諮問第2号は原案のとおり推薦  
することに決定しました。

~~~~~

**日程第9 諮問第3号 学校歯科医の増
減につき意見を求めることに
ついて**

○議長(佐野芳彦) 日程第9、諮問第3号
学校歯科医の増減につき意見を求めることに
ついてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由
の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 諮問第3号学校歯科医
の増減につき意見を求めることについて説明
を申し上げます。

学校保健安全法第23条により、学校には学
校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くもの
と規定されており、太子町町医及び太子町公
立学校医設置条例第1条により、太子町立
小・中学校及び幼稚園には学校医3名と歯科
医1名を設置する旨、定めております。

このたび揖龍歯科医師会より、近年の太子
町における児童・生徒数の増加による健診能
率の悪化と健診日数の増加による学校歯科医
及び学校側の負担増から大規模校における学
校歯科医の増員を求める要望書が提出されま
した。

太田小学校におきましては、平成23年度の
児童数は1,120名となっており、学校教育法
及び学校保健安全法により義務づけられてい
る定期健康診断や就学時の健康診断において
長時間の健診となり、学校歯科医や児童、教
職員の負担が他校に比べ大きいものとなって
おります。

そこで、太田小学校の児童数が1,000名を
超える年度については、学校歯科医を1名増
員し2名体制とし、学校における児童の健康
保持増進の一層の充実を図りたいと考えま

す。よって、太子町町医及び太子町公立学校
医設置条例第12条において準用する第3条の
規定により議会の意見を求めるものでござい
ます。

よろしくご審議を賜り、原案に異議なしと
の意見をいただきますようお願い申し上げ、
提案説明とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わ
りました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 増員期間、平成24年度から
児童数が1,000人を超える年度と書かれてい
るんですが、この書き方の意味をちょっと確
認したいんですけど、平成24年度からこの
1,000人を超えるということですから、
1,001人以上であればその間はずっとある方
をお願いすれば、お願いする、ちょっと説明
が悪いんですが、私の言い方が悪いんです
が、仮に予想される児童数はそちらわかり
だと思いますが、仮にある年度1,001人以
上、その次の年は1,001人より少ないとか、
またそういうふういろいろ変わる場合、ど
のようにお願いをしていくのかということに
ついて、ちょっと説明をいただきたいと思い
ます。

○議長(佐野芳彦) 教育次長。

○教育次長(神南隆司) ご答弁いたしま
す。

いみじくも議員さんおっしゃったように、
そういう超えるという考え方ですから、
1,001人ですから、そういった考え方で運用
してまいります。

ですから、その下回る年度あれば揖龍歯科
医師会と協議いたしまして、増員させていた
だいた先生を含めまして、複数の先生方のう
ちでどの先生にやっていただけるかというこ
とを調整してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(佐野芳彦) ほかに質疑ありません
か。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 確認ですが、今この諮問を
されていて、もうこれ以降ずっと1,001人以上
の場合はもう毎回議会に諮問されることなく、
もう以降はずっとそういうことであるとい
うことの諮問ということによろしいです
か。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） 議員おっしゃると
おりでございます。

その間はこの増員をするという、12条の規
定によって増やさせていただけるという期間
はそのままいくということでございます。

以上です。

○議長（佐野芳彦） ほかに質疑ありません
か。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） ないようですので、こ
れで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり答申することに賛成の
方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したが
って、諮問第3号は原案のとおり答申するこ
とに決定しました。

~~~~~

日程第10 同意第1号 固定資産評価  
審査委員会委員の選任につ  
き同意を求めることにつ  
いて

○議長（佐野芳彦） 日程第10、同意第1号  
固定資産評価審査委員会委員の選任につき同  
意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第1号固定資産評  
価審査委員会委員の選任につき同意を求める  
ことについて説明を申し上げます。

本案件につきましては、固定資産評価審査  
委員会の委員をお願いしております西村博好  
氏の任期が平成24年6月29日付をもって満了  
となるため、その後任として太子町松尾  
612番地に在住の朝生憲敏氏を選任したいの  
で、地方税法第423条第3項の規定により、  
町議会の同意を求めるものであります。

朝生氏の経歴は参考資料のとおりでありま  
すが、人格高潔で人望も厚く、適任者である  
と考えております。

なお、任期は平成24年6月30日から27年6  
月29日までの3カ年であります。

よろしく審議を賜り、原案のとおりご同意  
いただきますようお願い申し上げ、提案説明  
とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わ  
りました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する  
案件ですので、議事の順序を省略して、直ち  
に採決を行いたいと思います。ご異議ありま  
せんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（佐野芳彦） ただいまの出席議員は  
15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第  
32条第2項の規定によって、立会人に平田孝  
義議員及び吉田日出夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（佐野芳彦） 念のため申し上げま  
す。本案を可とする方は賛成、否とする方は

反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（佐野芳彦） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

平田孝義議員及び吉田日出夫議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（佐野芳彦） それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 15票です。

投票のうち賛成 13票、反対 2票

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（佐野芳彦） お諮りします。

本日の日程第11、議案第1号から日程第35、議案第25号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第11 議案第1号 平成23年度  
兵庫県太子町一般会計補正  
予算（第4号）

○議長（佐野芳彦） 日程第1、議案第1号平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第1号平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正、繰越明許費の設定及び地方債の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,978万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億8,591万6,000円とするものであります。

歳入予算については、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、財産収入、寄附金、諸収入、町債の追加と自動車取得税交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費、教育費の追加と議会費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、土木費、消防費、公債費の減額であります。

次に、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できる経費を3事業設定しております。

また、地方債の補正については、3事業の限度額を変更するものであります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第1号平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

まず、款1議会費、項1議会費、目1議会費の印刷製本費の減額は、この3月定例町議会に係る議会だよりを4月に発注することから、今年度予算に不用額が生じたことによるものでございます。ページ当たり単価も1円78銭から1円40銭に下がっていることから87万1,000円を減額いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、時間外勤務手当を50万円減額し、市町村職員共済組合負担金について特別職分29万6,000円と一般職分795万1,000円の総額824万7,000円を追加いたします。これは、公立学校共済組合も同様でございますが、基礎年金公的負担率が改定され、平成23年4月以降の負担金に遡及適用となったためでございます。退職手当組合特別負担金の増加につきましては、勸奨退職者1名の追加及び負担金確定によるもので29万6,000円の追加でございます。

ここで総括的に申し上げておきますが、以後職員手当等の補正が多数出てまいります。これらはすべて時間外勤務手当に係る増減でございますので、個々の説明は省略させていただきます。

目7電子計算機費、節13委託料につきましては、庁内ネットワーク機器保守料の契約額により20万6,000円を減額、ウイルス対策強化機能追加委託料の契約額について54万円を減額し、行政不服審査法改正に伴うシステム修正費用94万5,000円については、法改正がまだ行われていないことから減額するものでございます。

目12コミュニティー施設整備費60万2,000円の追加につきましては、自治会放送施設に係る補助金の追加でございます。今年度は90万円の予算額に対し、既に福地自治会に31万3,000円、北之町自治会に8万

1,000円、原池団地自治会に11万5,000円を補助しておりまして、今後は吉福自治会に36万3,000円、東南自治会に63万円の補助必要額が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

27ページをお願いいたします。

目13基金費386万2,000円の追加につきましては、基金運用しております定期預金利息の決算見込みによるものでございます。

項2徴税費、目2賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料の諸税過誤納付還付金1,394万5,000円の追加につきましては、青山ゴルフ場ゴルフコースに係る固定資産税の課税誤りによるものでございます。このゴルフコースの固定資産税評価につきましては、本町と姫路市域にまたがっていることから、従来から姫路市と同一評価額としており、土地の種類は非住宅用地の区分としておりました。ところが、平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化措置により、前年度の課税標準額と新評価額との差に調整措置を行い、新年度の課税標準額が決定されることになりました。また、平成9年度評価がえにより土地の種類区分が変更になり、従来の非住宅用地は商業地等と宅地比準土地以外の土地に分けられました。このときに、姫路市は商業地等の区分、本町は宅地比準土地以外の土地として分類したために負担調整率と負担水準の均衡化の過程で、平成11年度課税分から課税標準額に誤りが発生したものでございます。平成23年度から5年間分は地方税法第18条の3に基づき、またそれ以前の8年間分につきましては、本町の固定資産税に係る返還金交付要綱に基づいて還付するものでございます。総額で1,394万5,000円の還付額を追加させていただいております。

29ページをお願いいたします。

項4選挙費、目5農業委員会選挙費につきましては、支出額の確定による204万4,000円の減額でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費につきましては、国民健康保険特別

会計繰出金を364万2,000円減額するものでございます。

31ページの目2老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金を5,229万9,000円追加し、目4後期高齢者医療費では医療費負担金を98万2,000円減額し、後期高齢者医療特別会計繰出金を16万7,000円減額いたしております。

33ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2保育所費、節13委託料の石海保育園運営委託料の500万円の減額につきましては、保育単価の高いゼロ歳児が当初見込みより減少し、他の年齢児が増加していることによるものでございます。

目3保育所運営費、節20扶助費につきましても、保育所費と同様各年齢児童数の見直しにより3,917万8,000円を減額いたしております。

目5児童措置費、節20扶助費の子ども手当1億5,607万1,000円の減額につきましては、当初予算では3歳未満児には月額2万円、3歳以上中学校修了前までの子供については月額1万3,000円で予算計上しておりましたが、実際には平成23年4月から9月までの半年間は前年度と同様に子供1人につき月額1万3,000円の給付であり、10月以降は3歳未満児に月額1万5,000円、3歳以上小学校修了前までの子供1人につき月額1万円、ただし第3子以降は月額1万5,000円を支給し、中学生には1人当たり月額1万円という運用がなされております。決算見込み額との乖離が大きくなっておりますので、今回減額補正をお願いいたしております。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、節28繰出金3,300万円の減額は、水道事業会計で行っております立岡山北配水池整備事業に伴います出資金の減額でございます。事業費の変更によるものでございます。

35ページをお願いいたします。

目3母子衛生費、節13委託料の569万5,000円の減額は、妊婦健康診査委託料を当初2,800万円と見込んでおりましたが、11月末実績で1,430万円余り、12月から3月まで

の800万円と見込んで差額を減額いたしております。この歳出の減少に伴いまして、県補助金の妊婦健康診査臨時特例交付金を220万3,000円を減額いたしております。

款5労働費、項2雇用対策費、目1緊急雇用対策費、節13委託料の増減は、下水道施設管理点検事業の事業内容が簡易であり、目2ふるさと雇用対策費になじまないとの県からの指摘があり、今回は目2を76万3,000円減額し、目1を同額追加しております。防犯灯調査委託料につきましては、入札残額を減額しております。

37ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節19負担金補助及び交付金の補正につきましては、県営上ノ池改修事業費の確定による減額と町補助土地改良事業で進めております吉福地区かんがい用排水路改修工事費の額の確定による減額でございます。

目7国土調査費の減額につきましても、沖代地区の地籍調査事業委託料の入札残に伴うものでございます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費900万円の減額につきましては、J R山陽本線架橋の点検業務を委託しております西日本旅客鉄道株式会社と点検範囲及び点検内容等について協議した結果、事業費に変更が生じたものでございます。

39ページをお願いいたします。

項4都市計画費、目2下水道事業費につきましては、下水道事業特別会計と前処理事業特別会計の補正予算によるもので、総額691万3,000円の繰出金増額となっております。

目3公園管理費と目4公園事業費の減額につきましては、委託料や工事請負費の入札残でございます。また、節17公有財産購入費につきましては、国の補助金内示額が予算額に比べて減額となったことから買収面積を減らしたことによるものでございます。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費313万円の減額につきましては、東日本大震

災の支援活動費の減額でございまして、職員派遣が短期から中長期派遣へ移行したことに伴い、本年度短期派遣予定がないことから、旅費、需用費及び使用料及び賃借料の不用額を補正するものでございます。

41ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節1報酬12万円の追加につきましては、産業医報酬の追加でございます。報酬条例において、職員数が100人以下の場合は月額1万5,000円、101人から200人までは月額2万円と規定しており、本年度は東西中学校2校区の職員数が100人を超えたことから追加補正いたしております。

目3教育振興費、節11需用費の中の印刷製本費184万円の追加につきましては、小学校で副読本「わたしたちの太子町」の改訂版の印刷代でございます。従来から4年ごとに改訂し、4年間分を一度に印刷しておりましたが、予算査定において国の定める学習指導要領改訂にあわせて副読本も改訂してはどうかとの意見があり、5年ごとの改訂として1年分の追加印刷代を予算化しておりました。ところが、その内容が新学習システムにそぐわず、本年度中の改訂、24年度より新教材を使用することとなったための補正でございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費につきましては、太田小学校南館中央棟耐震補強外改修工事の入札残による1,108万6,000円の減額でございます。また、平成24年度事業として計画しておりました太田小学校北館校舎耐震補強工事費と石海小学校本館校舎耐震補強工事費を新たに計上いたしております。平成23年度の国の第3号補正予算で財源がつけましたので、本年度に予算計上をするものでございます。

目2教育振興費、節20扶助費220万円の減額は、特別支援教育就学奨励費と要保護・準保護児童援助費の対象児童数が当初見込み数を下回ったことによるものでございます。

43ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節13委託料は、東中学校校舎増築工事実施設計委託料の入札残の減額と増築工事に伴います地質調査費の追加でございます。

目2教育振興費、節20扶助費につきましては、小学校費と同様に対象となる生徒数が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。

45ページをお願いいたします。

項5社会教育費につきましても、講師謝礼や印刷製本費などの不用額を減額いたしております。

目6図書館費、節15工事請負費60万円の減額は、町立図書館のトイレ改修工事費の入札残によるもので、オストメイトトイレを整備しているものでございます。

47ページをお願いいたします。

款12公債費、項1公債費、目2利子費の減額につきましては、長期債利子の決算見込みにより400万円の減額と一時借入金利子の予算計上額すべてを減額するものでございます。これは、資金手当ての手段として、今年度におきましても金融機関からの借入金を回避し、基金運用により一般会計、一般財源として活用しております。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款2地方譲与税から款8自動車取得税交付金までは決算見込み額による増減でございます。

款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金の補正は、歳出で申し上げましたとおり、公立、私立の保育所の保育年齢階層分布により運営費が減額になったことに伴う保育料の減額と他の自治体に住所を有する受け入れ児童数が当初見込み数より増加したことに伴う運営費負担金の追加でございます。

13ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節3保育所運営費負担金の減額は、歳出の保育所運営費の減に伴う国庫

負担金2,547万4,000円の減額でございます。  
また、昨年度の保育所運営費負担金の精算により713万円を追加いたしております。節4子ども手当負担金1億4,855万2,000円の減額は、歳出の児童措置費に計上しております子ども手当を1億5,607万1,000円減額することによる国庫負担金の減でございます。

15ページの項の国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節1学校費補助金の中の学校施設環境改善交付金の追加は、今回新たに工事請負費を計上しております太田小学校北館校舎と石海小学校本館校舎の耐震化事業に伴う国庫補助金でございます。

17ページをお願いします。

款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節3保育所運営費負担金及び節4子ども手当負担金の減額は、国庫負担金と同様の理由でございます。

項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費補助金の子ども手当補助金416万8,000円につきましては、制度改正に係るシステム改修に対する補助金で、補助率は10分の10でございます。

19ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金、節2徴税費委託金275万1,000円の追加は、納税義務者が当初見込みよりも増えたことなどによるものでございます。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金の143万3,000円は、各基金の預金利子決算見込み額によるものでございます。

21ページをお願いいたします。

款18繰入金、項1特別会計繰入金につきましては、墓園事業特別会計の補正予算に係るものでございます。

項2基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を158万3,000円減額し、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を積んでおります地域活性化基金より対象事業費の歳出予測によりまして117万7,000円追加して繰り入れます。

23ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、目2雑入、節7教育費雑入、図書整備支援事業交付金106万5,000円は、図書館図書購入等に対する兵庫県市町村振興協会からの交付金でございます。

款21町債、項1町債、目1衛生債につきましては、水道事業会計出資債3,300万円の減額でございまして、立岡山北配水池整備事業費の減額に伴う補正でございます。

目2土木債は、総合公園整備事業債の減額でございまして、国庫補助金の内示額が当初予算よりも下がったことから事業費を減額したことに伴うものでございます。

目4教育債の2億3,120万円の追加は、今年度に整備しました太田小学校南館校舎の耐震補強事業債を事業確定により1,110万円減額し、この補正で追加しております太田小学校北館校舎と石海小学校本館校舎耐震補強事業に係る起債を追加いたしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2表に、翌年度に繰り越して事業を行う予定の繰越明許費を3事業設定しております。

次に、第3表に地方債補正の変更をお願いしております。水道事業会計出資事業と総合公園事業債、小学校校舎の耐震化事業に係る起債限度額を補正いたしております。

以上で平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第12 議案第2号 平成23年度  
兵庫県太子町国民健康保険  
特別会計補正予算（第3号）

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第2号  
平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会

計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第2号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,697万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億7,417万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、療養給付費等交付金、財産収入の追加と国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、繰入金の減額であります。

歳出予算としましては、総務費の追加と保険給付費、保険事業費、基金積立金の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第2号平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出では平成20年4月1日から70歳から74歳までの高齢者医療についての自己負担割合を2割から1割に4年間凍結している措置をさらに1年間延長することによる費用の追加、一般被保険者の減、退職被保険者等の増に伴い決算見込みの医療費に減額があったため、保険給付費を補正するものなどでございます。

一方、歳入では、一般被保険者の減、退職被保険者等の増に伴う国民健康保険税の補正、交付決定によるもの及び歳出の補正に伴

い関係する財源を補正するものなどでございます。財源調整を歳出の財政調整基金積立金で行っております。

12ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、市町村職員共済組合の負担金率の改正により共済費を22万円追加し、平成20年4月1日から70歳から74歳までの高齢者医療についての自己負担割合を2割から1割に4年間凍結している措置をさらに1年間延長することによる高齢者受給者証の再発行費用として需用費12万5,000円、役務費で8万1,000円の計20万6,000円を追加いたしております。

目2連合会負担金については、当初平成23年5月より稼働予定であった兵庫県国民健康保険団体連合会の国保総合システムが東日本大震災の影響による被災連合会の稼働準備や計画停電等の実施に伴う作業工程の遅延などにより平成23年10月までの稼働時期を延期することとなり、旧システムによる業務処理の追加のほか、新たに生じた経費を県下の保険者で負担する必要が生じたもので、本町分として72万3,000円追加いたしております。

次に、款2保険給付費についてでございますが、11月診療分までの医療費等の状況や前年度の医療費等の伸び率等を勘案し、今後の支出見込みを行いました結果、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費で5,000万円減額し、目2退職被保険者等療養給付費で3,500万円を追加し、目3一般被保険者療養費で300万円を減額し、目4退職被保険者等療養給付費で120万円を減額いたしております。

14ページをお願いいたします。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費で500万円を減額し、目2退職被保険者等高額療養費で300万円を追加しております。当初予算編成時に想定した被保険者数よりも一般被保険者数が減、退職被保険者等が増となったことにより、大幅な医療費の増減となったものと考えております。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金につきましては、出産数の減少に伴う決算見込みにより885万円を減額いたしております。

款3 後期高齢者支援金等及び款6 介護納付金につきましては、歳入補正に伴う財源更正でございます。

16ページをお願いいたします。

款8 保健事業費、項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費については、特定健診の受診率の伸び悩み等により227万3,000円を減額いたしております。

款9 基金積立金、項1 基金積立金、目1 財政調整基金積立金については、基金利子積み立てとして13万2,000円の追加と歳入歳出予算の財源調整による5,593万1,000円の減額で、差し引き5,579万9,000円を減額いたしております。

次に、歳入について説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税については、決算見込みにより目1 一般被保険者国民健康保険税の現年課税分で1,397万円を減額し、目2 退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分で847万円を追加いたしております。歳出で説明しました保険給付費と同様当初予算編成時に想定した被保険者数よりも一般被保険者数が減り、退職被保険者等が増加したことによるものでございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金については、変更交付申請より9,122万3,000円を減額し、目3 特定健康診査等負担金については交付決定より75万6,000円を減額いたしております。

8ページをお願いいたします。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金については、節1 普通調整交付金で一般被保険者療養給付費などの決算見込みにより2,000万円を減額いたしております。節2 特別調整交付金については、歳出の連合会負担金で説明しました国保総合システムの稼働時期の延期に伴い、新たに生じた経費負担として72万3,000円を追加しておりますが、この額が国

庫補助される対象となったこと、また歳出の特定健康診査等の事業費の保健師の雇い上げ賃金等未受診者対策業務委託料の決算見込みによる77万3,000円の減額により、差し引き5万円を減額いたしております。

目2 出産育児一時金補助金については、出産育児一時金の変更交付申請により22万円減額し、目3 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金については歳出の一般管理費の補正分で、高齢受給者証の再発行経費分20万6,000円を計上いたしております。

款4 療養給付費等交付金、目1 療養給付費等交付金については、社会保険診療報酬支払基金からの概算交付金の額の変更通知により5,035万6,000円を追加いたしております。

款6 県支出金、項1 県負担金、目2 特定健康診査等負担金については、交付決定により75万6,000円減額し、項2 県補助金、目1 育成指導補助金については、県の内示により52万円を減額いたしております。

10ページをお願いいたします。

目2 財政調整交付金については、普通調整交付金で一般被保険者療養給付費などの決算見込みにより1,500万円を減額いたしております。

款9 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金については、基金利子13万2,000円を追加いたしております。

款10 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金については、交付申請により189万1,000円を追加し、節2 職員給与費等繰入金については、歳出の一般管理費でご説明しました市町村職員共済組合の負担金率の改正により22万円を追加し、節3 出産育児一時金等繰入金については、出産育児一時金を減額したことにより575万3,000円を減額いたしております。

以上で平成23年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わ

りました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第 13 議案第 3 号 平成 23 年度  
兵庫県太子町介護保険特別  
会計補正予算（第 3 号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第3号  
平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補  
正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由  
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第3号平成23年度  
兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第  
3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経  
費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総  
額に歳入歳出それぞれ540万4,000円を追加  
し、歳入歳出予算の総額を16億7,571万  
6,000円とするものであります。

歳入予算については、財産収入、繰入金の  
追加と介護サービス事業収入、国庫支出金、  
支払基金交付金、県支出金の減額でありま  
す。

歳出予算においては、総務費、地域支援事  
業費、基金積立金の追加と介護サービス事業  
費の減額であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し  
上げますので、よろしくご審議を賜り、原案  
のとおり議決いただきますようお願い申し上  
げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されま  
した議案第3号平成23年度兵庫県太子町介護  
保険特別会計補正予算（第3号）について詳  
細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管  
理費については、決算見込み額に合わせて節

3職員手当等で10万円減額し、共済組合負担  
率改定に伴い節4共済費で24万7,000円を増  
額し、平成24年度介護保険制度改正に伴うシ  
ステム改修のため節13委託料で525万円を追  
加いたしております。合わせて539万7,000円  
を追加いたしております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護  
サービス費につきましては、国庫、県費、支  
払基金の交付申請額に合わせて負担部分を財  
源更正しております。

目2予防サービス費、目3高額介護サービ  
ス費、目4特定入所者サービス費、目5審査  
支払手数料についても同様に負担部分を財源  
更正いたしております。

12ページまでまがりませんが、款3介護サ  
ービス事業費、項1介護サービス事業費、目  
1介護サービス事業費につきましては、決算  
見込み額にあわせて節3職員手当等で10万円  
減額し、共済組合負担率改定に伴い節4共済  
費で6万6,000円追加し、介護予防ケアプラ  
ン作成業務委託料の決算見込みにあわせて節  
13委託料で42万2,000円減額し、合わせて  
45万6,000円を減額し、歳入にて計上してあ  
ります介護予防サービスプラン作成報酬減額  
に伴う負担部分を財源更正をいたしております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業  
費、目1包括的支援事業費につきましては、  
共済組合負担率改定に伴い節4共済費で21万  
1,000円を追加いたしております。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1基  
金費については、介護給付費準備基金預金利  
子と介護従事者処遇改善臨時特例基金預金利  
子の決算見込み額に合わせて、節25積立金で  
25万2,000円追加いたしております。

歳入について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

款2介護サービス事業収入、項1介護サー  
ビス事業収入、目1介護サービス事業収入に  
ついては、介護予防サービスプラン作成人数  
が見込みを下回り、184万円減額いたしてお  
ります。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、交付申請額に合わせて負担部分を862万9,000円減額いたしております。

項2国庫補助金、目1調整交付金についても同様に996万5,000円減額しております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金についても同様に2,012万円減額しております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金についても同様に638万円減額いたしております。

7ページをお願いいたします。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金については、介護給付費準備基金預金利子及び介護従事者処遇改善臨時特例基金預金利子と合わせて3万9,000円追加いたしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、先に説明いたしました国庫、県費、支払基金の負担部分の補正に伴い節1保険給付事業繰入金で5,096万4,000円追加し、介護サービス事業収入の減額により繰り出し部分として節2介護サービス事業繰入金で133万5,000円追加し、合わせて5,229万9,000円追加しております。

以上で議案第3号平成23年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第14 議案第4号 平成23年度
兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第4号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第4号平成23年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であり、その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ427万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,631万7,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、保険料、後期高齢者医療保険料で決算見込みにより443万8,000円追加し、繰入金、一般会計繰入金で職員人件費に相当する額の16万7,000円を減額しております。

歳出予算につきましては、総務費、一般管理費につきまして、職員人件費16万7,000円を減額しております。また、後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、平成23年度における保険料決算見込みにより443万8,000円追加しております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第15 議案第5号 平成23年度  
兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第5号平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第5号平成23年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係費の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,926万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、使用料及び手数料、墓園永代使用料を決算見込みにより103万円減額いたしております。

歳出予算につきましては、墓園事業費、一般会計繰出金を103万円減額するものであります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第16 議案第6号 平成23年度  
兵庫県太子町下水道事業特  
別会計補正予算（第3号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第6号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第6号平成23年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正及び債務負担行為の補正であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億597万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、財源調整として一般会計繰入金695万2,000円を追加いたしております。

歳出予算としましては、下水道費において職員人件費を10万6,000円追加し、処理水量の増加により揖保川流域下水道維持管理負担金を684万6,000円追加しております。

次に、債務負担行為の補正として、平成23年度建設事業分の兵庫県西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金について、期間及び限度額を設定いたしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

**日程第17 議案第7号 平成23年度  
兵庫県太子町前処理場事業  
特別会計補正予算（第3  
号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第17、議案第7号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第7号平成23年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正及び債務負担行為の設定であります。

その内容としましては、歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ3万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,877万3,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金、一般会計繰入金で職員人件費に相当する額の3万9,000円を減額しております。

歳出予算としましては、前処理場費につきまして職員人件費3万9,000円を減額しております。

次に、債務負担行為として、平成23年度建設事業分の兵庫西流域下水汚泥処理委託事業建設負担金について、期間及び限度額を決定いたしております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第18 議案第8号 平成23年度
兵庫県太子町水道事業会計
補正予算（第4号）**

○議長（佐野芳彦） 日程第18、議案第8号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第8号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正を行うものであります。

その内容としましては、収益的支出について、事業費用、営業費用において人件費360万円を追加し、収益的支出総額を4億9,863万1,000円とするものであります。

次に、資本的収入ですが、立岡山北配水池整備事業において当初予算額よりも建設費用が減少したため、その財源である企業債9,900万円、支出金3,300万円減額し、また補助金につきましては、国からの内示により224万円減額し、資本的収入総額を2億3,473万6,000円とするものであります。

資本的支出においても、建設改良費につきまして、立岡山北配水池整備事業の建設費の減少及び人件費を合わせまして1億3,207万9,000円を減額し、資本的支出総額を6億5,574万9,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億2,101万3,000円は過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんすることとしております。

また、予算第8条で定めた経費の職員給与費を352万1,000円追加し、7,597万6,000円としております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） ただいま上程されました議案第8号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

3ページ、4ページの補正予算内訳明細書をお願いいたします。

収益的支出、目原浄水費、給水費、総係費における補正につきましては、主に人件費に係る補正であります。

目原浄水費では、8万1,000円を減額しており、内訳は手当で20万円減額し、法定福利費で共済負担金率の改定により11万9,000円の追加となっております。

目給水費では、12万3,000円を追加しており、内訳は法定福利費で共済負担金率の改定により12万3,000円が追加となっております。

目総係費では、355万8,000円を追加しており、内訳は手当で30万円の減額、法定福利費で385万8,000円の追加となっております。また、法定福利費の内訳としましては、共済負担金率の改定により14万8,000円の追加、早期退職者に伴う退職手当組合特別負担金として371万円の追加となっております。よって、款事業費用、項営業費用において360万円が追加となっております。

次に、資本的収入についてご説明申し上げます。

項企業債及び項出資金につきましては、立岡山北配水池整備事業が当初計画より建設費

用が減少したため、企業債9,900万円、出資金3,300万円を減額するものでございます。

また、項補助金、目国庫補助金でございますが、建設費用が減少した中、それに見合う国庫補助金を平成22年度に国に要望しておりましたが、先の東北地方を襲った震災により国からの国庫補助金が一律4%カットの内示となり、そのカット分224万円を減額するものでございます。よって、款資本的収入において1億3,424万円を減額するものであります。

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。

目配水施設改良費につきましては、人件費に係る補正につきまして7万9,000円の減額であります。内訳は、手当で20万円の減額、法定福利費で12万1,000円の追加となっております。また、工事請負費につきましては、立岡山北配水池整備事業費が減少したことにより1億3,200万円を減額するものでございます。よって、項建設改良費において1億3,207万9,000円の減額となっております。

これによりまして、資本的収入及び支出の総額の変更が生じるため、1ページの第3条におきまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億2,101万3,000円は過年度分損益勘定留保資金3億9,138万9,000円及び減債積立金2,962万4,000円で補てんするものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

この際暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

（休憩 午後0時00分）

（再開 午後0時58分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第19 議案第9号 工事請負変更契約の締結について（斑鳩

## 小学校屋内運動場改築工事）

○議長（佐野芳彦） 日程第19、議案第9号工事請負変更契約の締結について（斑鳩小学校屋内運動場改築工事）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第9号工事請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成23年3月に議決をいただきました斑鳩小学校屋内運動場改築工事の請負契約について変更が生じたため、議決を求めるものでございます。

当工事につきましては、建築工事、電気設備工事、機械設備に仕様等変更が生じたため、株式会社熊谷組神戸営業所と締結している工事請負契約を変更するものでございます。

契約額は、変更前契約額3億1,333万3,650円に446万400円を追加し、3億1,779万4,050円とするものでございます。

詳細につきましては教育次長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） ただいま上程されました斑鳩小学校屋内運動場改築工事に係る変更契約の締結につきまして詳細説明を申し上げます。

このたびの変更契約で増額する446万400円の内容を説明させていただきます。

参考資料をごらんください。

変更内容につきましては、着工後の詳細調査により、アスベスト成分を含有する建材や埋設設備配管の検分によるもの、現場での工事施工上の調整で仕様変更を行ったもの等でございます。

主な内容につきましては、地盤改良工での

減額が約180万円、天井下地の鉄骨補強に係る仕様変更の増額が約116万円、既設校舎と接続されている既設の電気、機械配管の移設に伴い約260万円を増額し、そのほか外構工事で隣地境界における改修に約41万円を増額し、当初撤去処分する予定であった既設の高木の移設等に約42万円、既設門扉の移設に伴い約10万円をそれぞれ増額するものでございます。

以上が変更の主な内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

町長施政方針

○議長（佐野芳彦） 日程第20、議案第10号町道路線の認定についてであります、お諮りします。

ここで町長より平成24年度の施政方針の説明をお伺いしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

それでは、町長より施政方針の説明をお願いします。

町長。

○町長（首藤正弘） それでは、新年度予算編成に当たり、施政方針を述べさせていただきます。

人口高齢化や住民ニーズの多様化、高度化などにより、公的サービスに求められる分野が拡大し、さらに地方自治体の財政状況が悪化するなど地方自治を取り巻く環境が一層厳しく変化する中、平成24年度第1回太子町議会定例会の開会に当たり、太子町一般会計予算及び各特別会計予算並びに企業会計予算を初めとする諸議案のご審議をお願いするに際しまして、私の町政運営に係る基本的な方針と新年度における施策の概要を説明申し上げます、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りたいと存じます。

昨年は、3月11日に発生した東日本大震災

とその後の大津波、さらに福島第一原子力発電所からの放射能の漏出は甚大な被害をもたらしました。

本町におきましても、関西広域連合による市町業務全般支援などにより職員を被災地へ派遣するとともに、町民の皆様にも広く義援金を呼びかけ、900万円を超える義援金を被災地へお届けしましたが、支援の広がりや人間のきずなを強く感じさせるものがありました。今後もでき得る限りの支援を行いますが、本町においても災害に対する万全の備えを行うべく、決意を新たにいたしましたところであります。

一方、ギリシャ国債のデフォルト問題以降、日本の経済には閉塞感が漂い、また地域主権改革や社会保障と税の一体改革、新しいエネルギー体系の構築など、日本の政治が大きく変わりつつあります。

そのような状況の中で、町行政を取り巻く環境も少子・超高齢化社会の急速な進行、地方行政構造改革の変化、社会保障費の増加など直面する多くの課題を残していますが、自主、自立に向けた足腰の強いまちづくりが求められています。

予算編成に当たりましても、歳入の的確な確保と歳出の徹底的な削減を行い、新庁舎建設などの大型事業に重点的投資ができるよう、財源の重点化と地方債などを活用した年度間負担の平準化を図ります。

また、住民ニーズを踏まえた事業の優先順位を決定し、その時代の流れを受けとめつつ、真に必要な施策の展開に努めていきます。

本町の長い間の懸案事項でありました新庁舎建設につきましては、太子町制施行60周年という記念すべき年に一步を踏み出すことができました。新庁舎の特性は、防災拠点として、また町民の皆様が気軽に立ち寄ることができ、親しみやすく、自由に使うことができる交流スペースなどを設け、開かれた庁舎の整備を行ってまいります。

人口減少時代において、本町は平成22年

10月1日に実施した国勢調査結果において、総人口が3万3,438人と確定し、県下12町でも最も人口が多く、また年少人口率も17.4%で県下第1位、さらに出生率も1.79人で県下第3位となり、まさに若い町、そして躍動する町であります。

そのような中で、太子町出身者で太子町名誉町民の野口聡一宇宙飛行士や本年8月開催のロンドンパラリンピックシッティングバレー女子日本代表として出場されます西家道代選手など、本町には夢をかなえられた方がおられます。夢に向かって努力を続ける子供たちの力になって、子供たちの笑顔があふれる子育てしやすいまちづくり、人間性豊かでたくましい未来の太子町を担う子供たちの育成に努めたいと考えております。

そのためにも、平成32年度を目標年度とする第5次太子町総合計画におきまして、“和のまち太子”の実現に向けて、真の豊かさに満ちた生活、創造への確かな歩みを町民の皆様とともに踏み出し、だれもが安心して暮らせることができるまちづくりを目指さなければならないと決意を新たにしたところであります。

それでは、主要施策の大要につきまして、第5次太子町総合計画に掲げております町の将来像の政策、課題に沿って申し述べたいと存じます。

政策1、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、生涯にわたって取り組める健康づくりでございますが、人生80年時代と言われる中で、生活習慣病が増加しており、身体機能や生活の質を低下させるだけではなく、命にかかわることもあります。町民の健康づくりに対する多様なニーズや少子超高齢化社会に対応し、各ライフステージに沿った健康づくり活動の一層の強化を図り、自主的な健康づくりを促進します。

また、うつ病などの心の病気の早期発見と早期対応を図るため、毎月1回保健福祉会館で専門職による心の相談事業を実施いたしま

す。

さらに、住民の健康寿命の延伸を基本理念とした太子町地域保健推進計画の計画期間が平成24年度で終了するため、計画の見直しを行い、あわせて食を通じた健康づくりや食の安全対策を目的とした食育推進計画を策定します。

第2点、スポーツの振興でございますが、スポーツ指導者バンクを平成22年度から設置し、現在器械体操など7種目、19人のスポーツ指導者に登録いただいておりますが、引き続き指導者の発掘に努めるとともに、指導者の資質向上を目的として、ストレッチングやバレーボールなどの指導者講習会を実施します。

また、子供や高齢で体力が衰えた方などにも気軽にスポーツに親しんでいただけるようニュースポーツ、レクリエーションの体験教室や出前講座を実施し、健康づくりや仲間づくりにつながるよう、スポーツ教室メニューの充実を図ります。

第3点、保健医療サービスの充実でございますが、妊婦が安心して出産を迎えるために妊婦健康診査費用の助成を拡大し、積極的な受診を促進するとともに、母親教室、両親教室を引き続き実施します。

太子町総合健診の平成23年度の受診率は約25%程度と低いため、個別通知などによる受診勧奨を積極的に行い、健康管理意識を高める健康講座の開催や人間ドック助成事業を引き続き実施し、早期からの生活習慣予防に努めます。

また、平成20年度に策定した特定健康診査等実施計画が平成24年度で最終年度を迎えるため、平成25年度から5カ年の次期実施計画の策定に取り組みます。3大疾病の一つであるがんは、早期発見、早期治療が重要ですので、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診の実施に当たり、節目年齢の方を対象に無料クーポン券を引き続き配付し、受診促進を図ります。子宮頸がん予防ワクチンの接種についても、中学1年生

から高校1年生の女子を対象に引き続き全額助成します。

さらに、小児用肺炎球菌ワクチン及びHibワクチンの接種についても、生後2カ月から5歳未満を対象に引き続き全額助成し、細菌性髄膜炎を予防します。

こども医療費の助成でございますが、中学3年生までの児童・生徒に係る入院医療費の全額と通院医療費の一部を引き続き助成します。

感染症予防の充実でございますが、麻疹・風疹混合ワクチンの接種率を95%に近づけるよう対象者には個別通知などを行い、引き続き勧奨します。

また、肺炎球菌によって引き起こされる肺炎を予防するため、75歳以上の高齢者を対象に医療機関のご協力のもと予防接種を推進します。

政策2、「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、安心して老後が迎えられるまちづくりでございますが、ひとり暮らしをされている虚弱な高齢者宅から看護師などの専門スタッフについても電話相談でき、緊急時は緊急搬送にも対応できる安心見守りコール事業を引き続き実施します。

また、やすらぎ太子ひまわりプラン2012、第6次老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画が平成24年度からスタートします。高齢者が安心して生き生きとした日常生活が続けられるよう、計画の着実な推進に努めます。

さらに、認知症、高齢者対策の推進でございますが、物忘れが目立ち、認知症ではないかと不安に思う高齢者などに物忘れ相談を月1回実施し、早期発見、早期対応を図るとともに、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行います。

また、出前講座の活用など、認知症予防を引き続き行います。

さらに、地域包括支援センターと地域の連携体制を強化するとともに、認知サポーターの養成などに取り組みます。

次に、交通機関などの利用が特に困難で自家用自動車を持たない高齢者、障害者世帯に対しましてタクシー利用券を交付し、日常生活における交通手段を確保するやすらぎタクシー運賃助成事業を実施します。

第2点、障害者福祉の推進でございますが、第2期太子町障害者計画及び障害福祉計画に基づきまして、障害のある人もない人も安心して暮らせるノーマライゼーション社会が構築できるまちづくりを進めます。

また、療育体制の充実でございますが、心身障害及び発達障害の疑いのある児童の自立と地域社会への参加を促進するため、作業療法など5療法の個別療育事業の充実を図ります。

さらに、発達障害などに関する知識を有する専門員が保育所などを巡回し、職員や保護者に対して障害の早期発見、対応のための助言などを行います。

次に、障害児の健やかな育成を図るため、障害児の通所事業やデイサービス事業などに対して必要な支援を講じます。

また、障害のある子供やその家族にライフステージに応じた継続的な支援を行うため、サポートファイルを活用し、一貫した支援体制の確保に努めます。

第3点、地域で支え合う体制の確立でございますが、社会福祉協議会などの支援のもと、生活困窮者の一時的な生活の立て直しを図るための貸付制度など、さまざまな制度を活用して、引き続き暮らしの安定、自立への支援を行えるよう努めます。

また、ユニバーサル社会づくりの早期実現を図るため、町ユニバーサル推進地区の事業プランに基づいて、町役場周辺地区約130ヘクタールを対象に、安心して暮らし、安全、快適に活動できるように歩車道分離、バリアフリー化などの事業を引き続き行い、だれもが生活しやすい環境づくりを目指します。

さらに、災害時に支援が必要な高齢者や障害者などの要援護者の避難支援対策として災害時要援護登録者個別計画書を作成するた

め、自治会ごとに個別説明会を実施し、個別計画書の早期完成を目指します。

政策3、「子ども達の笑顔があふれるまちづくり」について申し上げます。

第1点、子育てしやすいまちづくりですが、安心して子育てができる環境を整備するため、法令の規定に基づき、子ども手当を支給します。

少子・高齢化の急速な進行と核家族の増加、個人の価値観やライフスタイルの多様化などに伴い、家庭や地域力の低下が問題となっています。そのような中で、親の子育てへの不安解消のため、育児相談などを充実させるとともに、地域子育て支援拠点施設としての児童館、子育て学習センターの利用促進を図り、子供の健全育成に努めます。

また、児童虐待の発生を未然に防ぐため、引き続き乳児家庭全戸訪問事業を実施し、見守り体制の強化を図ります。

さらに、11月の児童虐待防止月間では、オレンジリボンキャンペーンを実施し、児童虐待を防止するための普及啓発を引き続き行います。

次に、保育サービスの充実ですが、就労形態や生活スタイルの変化に伴い、保育所に求められるニーズの多様化とあわせて町外認可保育所への新規入所が困難になりつつあることから、仕事と子育てが両立でき、利用しやすい環境づくりの検討を引き続き進めます。

また、平成24年度から民設民営となる石海保育園については、他の私立保育所と同様に迅速性のある対応や保育ニーズの効率的かつ有効的な対応などが図れるよう支援します。

学童保育園の充実ですが、子供たちの安全・安心な居場所づくりを推進するため指導補助員1名を増員し、各学童保育園の保育レベルが一定になるよう指導員研修などを実施し、能力向上に努めます。

第2点、生きる力をはぐくむ学校教育の充実ですが、幼稚園、小学校にスクールカウンセラーを引き続き配置し、教育相談

機能の充実と学校支援体制の強化を図り、児童・生徒の抱える心の悩みに適切に対応します。

また、スクールアシスタントにつきましても引き続き小学校に配置し、注意欠陥や多動性障害などの児童やその児童の在籍する学級に対して、実態に応じた効果的な指導、支援を行います。

さらに、さまざまな理由で教室での授業を受けられない生徒に対して、別室での学習をサポートする別室少人数指導員についても各中学校に引き続き配置し、問題発生時に適切に対応するため、1名を増員します。

次に、中学校における新学習指導要領の全面実施を受けて、外国語指導助手、ALTを1名増員して両中学校に各1名を通年配置し、英語を学ぶ意欲とコミュニケーション能力を育成します。

体験的な学習の推進ですが、子供たちが心身ともに調和のとれた健全な成長を図れるよう、小学校において自然学校推進事業や体験型環境学習を引き続き実施します。

安全で快適な教育環境づくりですが、学校の耐震化については、児童・生徒が安全で安心な学習環境を確保するため、国の補正予算にあわせて平成23年度繰越事業として石海小学校と太田小学校の耐震補強工事を行い、良好な教育環境を整備します。これにより、義務教育施設すべての耐震化が完了します。

また、太子東中学校の生徒増加に伴う教室不足に対応するため、校舎増築工事などを実施し、教育環境の向上を図ります。

学校給食を通じた食育の推進ですが、食に関する知識とマナーを身につけ、健全な人間を育成するため学校給食の提供を行うとともに、引き続き調理業務などに民間活力を導入し、食育の向上と地産地消を一層推進いたします。

第3点、地域、家庭、学校が一体となったはぐくみですが、地域の職場体験を行う中で、地域で学び、他人を思いやる心を

育てるとともに、自主性を高め、生きる力をはぐくむことを目指すため、中学校においてトライやる・ウィークを引き続き実施します。

また、中央公民館を中心とした地域の社会教育施設を活用し、伝統、文化に触れたり、地域の方々との交流を深め、子供たちの健やかな成長を促すために、小学校児童を対象に放課後子ども教室を引き続き開設します。

さらに、各学校では地域のボランティアの協力を得ながら学校運営や教育活動を行っています。平成24年度は、地域につくられた学校の応援団として、学校支援地域本部を中心にボランティア登録の増員を図り、学校と地域の力をマッチングして、引き続き効果的な学校支援を行います。

政策4、「安心して暮らせるまちづくり」について申し上げます。

第1点、町を襲う危機への備えでございますが、昨年発生した未曾有の東日本大震災や台風12号、15号などにおける災害を教訓として、行政及び防災関係機関の有機かつ緊密な連携を確立し、地域防災体制の充実を図ります。

また、初動体制の確保、防災力の向上及び各自主防災組織のリーダー育成を図るため、発災対応型防災訓練や防災講演会を引き続き実施します。

さらに、ひょうご防災ネットを活用して災害対策情報をより早く、より正確に町民に伝えることができるよう加入促進の強化を図ります。

また、都市基盤の整備として、崩壊が懸念される東出字平岩の丹生山の急傾斜地において、引き続き急傾斜地対策工事を実施します。

さらに、消防力の充実についてでございますが、災害や事故の多様化などに対応するため、相生市、宍粟市、たつの市、太子町及び佐用町の3市2町によります常備消防の広域化を促進するため、西播磨地域消防広域化協議会を設立し、平成25年4月からの広域化の

実現を目指します。あわせて、消防救急無線のデジタル化についても事業の進捗を図ります。

また、消防団員の技術向上と士気の高揚を図るとともに、消防活動の進捗、充実に寄与することを目的に開催される西播磨地区消防操法大会を幹事町として運営します。

第2点、犯罪を未然に防ぐ備えでございますが、たつの警察署と連携を図りながら青色回転灯の配備が可能な公用車全車両14台で防犯パトロールの強化を図ります。

また、各自治会まちづくり防犯グループによる子供たちの下校時の見守りなどを実施し、防犯関係機関や地域住民が一体となって地域防犯力の強化を図ります。

さらに、学校メール配信事業を引き続き実施し、子供たちが安心して学べる環境づくりを構築します。

第3点、交通安全対策の充実でございますが、本町は平成22年2月10日から600日間交通死亡事故ゼロの記録を達成しています。しかしながら、依然として高齢者が当事者となる交通事故が多発していることから、高齢者交通安全教室を引き続き実施し、特に自転車と歩行者の事故が多いため、自転車の安全運行などの啓発活動を強化します。

また、本町が管理する橋りょうが老朽化しており、予防的な修繕や計画的なかけかえを実施するため、平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定します。

政策5、「快適で住みやすいまちづくり」について申し上げます。

第1点、美しい町並みの形成でございますが、平成20年度から開始している地籍調査事業は、米田、沖代地区において事業を実施しました。平成24年度は、吉福地区を調査対象に取り組みを進めます。

また、市街地整備の推進でございますが、都市計画道路龍野線立体交差事業や都市計画道路網干線の都市計画変更など道路ネットワークの構築を図り、良好な住環境整備を行います。

また、J R網干駅西南地区土地区画整理事業では、平成24年度に組合設立の認可ができるよう事務手続を進めます。

第2点、スムーズに移動できる交通体系の構築でございますが、新庁舎建設にあわせて整備が必要となる鵜旧国道線の測量設計を行います。

また、神姫バスなどの民営乗り合いバスの赤字路線、姫路駅龍野線、山崎ダイセル線については、平成23年度の国、県の制度改正により市町に対しても助成が求められました。町民が利用する公共交通機関を確保するために経費の一部を負担します。

政策6、「美しくすがすがしいまちづくり」について申し上げます。

第1点、安全で良質な水の供給でございますが、立岡山北配水池ほか更新工事については、安心・安全、安定した水の供給を行うために引き続き整備します。

また、太子町水道ビジョンの策定に向けて、パブリックコメントなどにより町民の皆様の意見を幅広くお聞きしながら、ビジョンの作成を進めます。

第2点、美しい環境を守る下水道等の整備でございますが、公共下水道への接続、水洗化率は約88%であるため、一層の水洗化への啓発を行い、水洗化率の向上に努めます。

第3点、環境に優しいまちづくりについてでございますが、廃てんぷら油の回収事業の推進やレジ袋の削減による二酸化炭素排出の抑制に努めるとともに、ダンボールコンポストによる生ごみの堆肥化、そして資源ごみを地域でリサイクルする取り組みを全町規模で行い、ごみの減量化を一層推進し、引き続き環境型社会への構築を目指します。

政策7、「憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」について申し上げます。

第1点、憩い、ふれあいの場づくりでございますが、総合公園の整備は、花と緑・文化の里ゾーンの園路舗装などを行うとともに、多目的芝生広場、駐車場などの整備に必要なスポーツゾーンの実施設計を行います。

また、今後の整備予定地約850平米の用地取得を進めます。

第2点、生涯学習の推進でございますが、公民館におきましては多様化する学習ニーズや地域特性、時流に応じた各種講座やたちばな大学を開設し、生涯学習の拠点または発信基地となるよう、一層の活動支援に努めます。

また、かるた、百人一首など伝統文化を通じた異世代交流を図ります。

図書館におきましては、利用者の利便性の向上を図るため、自宅から図書検索、貸出予約などが可能となる図書管理システムの運用を平成25年度から開始するため、平成24年度においては書籍データの作成などを行います。

また、児童・生徒の本への親しみを図るため、絵本、物語を充実させるとともに、児童・生徒のレファレンスの増加に対応するため、図鑑、知識の本の充実を図ります。

次に、人権学習の推進につきましては、人権意識の高揚を基盤にして、町民主化推進協議会と連携して一人一人の人権が尊重される環境づくりに取り組みます。

また、心と心が豊かにつながる地域づくりを目指すとともに、リーダーの養成や住民学習会の充実を図り、広く人権尊重精神の普及に努めます。平成24年度には、本町において西播磨人権の集いを開催するとともに、花を育てることで命のとうさや友達と協力することの大切さを学ぶ人権の花運動を学校園協力のもと実施します。

第3点、歴史文化の再発見と活用でございますが、歴史資料館では町民が町の歴史文化を学べる環境を整えるため、「岩見井」、「(仮)斑鳩寺の文化財」の企画展示を開催するとともに、引き続き歴史講座を12回、一般対象の現地見学会を5回、小学生対象の歴史探検隊を5回、それぞれ開催します。

また、歴史資料館収蔵資料の斑鳩村絵図の損傷がひどいため、資料の保全を図ります。

第4点、芸術、文化の振興でございます

が、55回目を迎える公募美術展は町内外より多くの作品が集まり、各分野における町民の創造活動を促進しており、文化芸術活動の振興を図るため引き続き開催します。

文化会館におきましては、町民の文化振興、文化意識の高揚を図るため、23の自主事業を開催します。

また、開館以来18年が経過しており、経年劣化していることから空調機器などの補修を行います。

第5点、観光振興によるにぎわいづくりでございますが、太子町観光協会などと連携を図り、太子町の豊かな観光資源を広く情報発信し、本町の有効な観光資源の発掘などに取り組みます。その一役を担う町民参加型の第18回太子あすかふるさとまつりのさらなる充実を図ります。

また、本町の観光振興及び地域の活性化、また特産品の普及を図るため、引き続き太子みそなどを活用した商品の開発などを地元商店などの協力を得ながら進めます。

政策8、「産業の活気あふれるまちづくり」について申し上げます。

第1点、美しい田園景観を維持する農業の振興でございますが、都市近郊農業という特色を生かし、ジャガイモ、サツマイモ畑による観光オーナー事業やレンゲ、ソバなどの景観形成作物によるレンゲまつり、そばまつりなどを引き続き支援します。

また、農業者の高齢化や遊休農地の増加などにより農業環境が厳しくなる中で、本町の地域農業のあり方や農地の集積、有効な活用方法などを集落の話し合いにより定めた人、農地プラン、地域農業マスタープランを作成する集落に支援を行います。

さらに、国の事業を有効に活用し、町地域農業再生協議会などの関係機関と連携を図りながら、新規就農者、認定農業者の掘り起こしや集落営農組織の育成を推進します。

次に、総合的な農業の振興を図るべき地域を明らかにし、講ずべき施策の具体的な実施の方向を示した農業振興地域整備計画の見直

しに取り組みます。

地産地消対策として、直売所の固定化、学校給食センターへの安定した納入を進めるとともに、太子夕市部会、太子いちじく部会などの生産者団体を引き続き支援します。

堤体が老朽化している原地区上ノ池の堤体の改修工事や空気漏れが生じている阿曾井堰ゴム堰2門の補修工事を行います。

また、ため池決壊による災害を未然に防止するため、原地区新池余水吐補修工事を行います。

第2点、にぎわいある商業の推進でございますが、太子町商工会と引き続き連携しながら、経営改善普及事業及び地域振興事業を商工業の振興のため支援します。

また、悪質商法による消費者の被害を防ぐため積極的な情報提供を行うとともに、引き続き消費生活相談員を配置します。

さらに、厳しい雇用環境の中で就業意欲を持つ者を町において短期雇用する緊急雇用対策事業を引き続き実施し、地域の実情や創意工夫に基づき、雇用機会を創出します。

政策9、「自治と連携による力強いまちづくり」について申し上げます。

第1点、参画と協働の推進でございますが、昨年は町制施行60周年を迎え、さまざまな機会を通じて我が町の歴史を振り返り、新たな郷土愛の涵養を図ってきました。平成24年度においても、まちづくりの集いや町民提案箱などにより住民ニーズの把握に努めるとともに、新庁舎建設や水道ビジョン策定など将来にも影響が及ぶ事業の実施に当たっては、パブリックコメントや町民公募委員の参加など、より幅広い広聴活動を展開し、町民の皆様のご意見を反映します。

また、「広報たいし」やホームページにおいても掲載内容の充実を図るとともに、行政情報を発信していきます。

第2点、太子町行政力のパワーアップでございますが、住民サービスの向上を図るために第5次太子町総合計画体系下の各事業について行政評価を行い、その検証結果を次年度

以降の実施計画策定に反映させ、事業成果及び効率性の向上を図るとともに、総合計画の進捗状況の把握や事務事業の見直しを図ります。

また、情報化の推進といたしましては、子ども手当の施行による電算システムの改修を行うとともに、引き続き外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加える法律改正に対応するため、電算システムの改修を行います。

また、庁舎建設事業の推進につきましては、現在太子町新庁舎建設検討委員会を初め、町民の皆様からのご意見をいただいている中、平成25年度の新庁舎建設工事の着手に向けて昨年度に土地開発基金で購入した新庁舎等建設用地を国からの交付金、地方債を活用して基金から買い戻します。

また、新庁舎建設基本、実施設計プロポーザル選定委員会を設置し、新庁舎建設の基本、実施設計を行います。

さらに、庁舎に併設して、町民の皆様が気軽に立ち寄ることができ、親しみやすく自由に使うことができる交流スペースを設置するため、地域交流センター基本、実施設計などを行います。

行政改革の推進につきましては、第4次太子町行政改革大綱に基づき取り組みを進めており、平成24年度が最終年度となります。平成24年度は、25年度以降の行政改革の指針となる第5次太子町行政改革大綱を策定し、引き続き行政改革に取り組めます。

以上が平成24年度の太子町行政に取り組む私の所信と施策の概要であります。これまで以上に住民、議会、行政が一体となり、新総合計画の基本目標“和のまち太子”の実現に向け、「活きるまち」、「誇れるまち」、「つながるまち」、「安心のまち」の基本理念のもと、全力を傾注いたします。

今期定例会に提案いたしております案件につきましては、慎重なご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 町長の施政方針の説明

は終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第20 議案第10号 町道路線の認定について

○議長（佐野芳彦） 日程第20、議案第10号町道路線の認定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第10号町道路線の認定について説明を申し上げます。

今回の認定につきましては、都市計画法第40条による帰属路線5路線を認定するものがあります。

起点、終点、道路延長、道路幅員等の概要につきましては、議案別紙で添付しております。また、箇所につきましては、参考資料に路線地図を添付しております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第21 議案第11号 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第21、議案第11号障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第11号障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成24年4月1日に施行されることに伴い、関連する非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、重度心身障害者介護手当支給条例、太子町消防団員等公務災害補償条例について改正するものでございます。

改正内容は、障害者自立支援法の一部改正における引用条文の整理でございます。

詳細につきましては副町長よりご説明申し上げますので、慎重なご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 副町長。

○副町長(八幡儀則) ただいま上程されました議案第11号障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

内容としましては、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律において障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、非常勤の職員の公務

災害補償等に関する条例第10条の2第2号、重度心身障害者介護手当支給条例第3条第1項第2号、太子町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号における障害者自立支援法に係る引用箇所の整理を行うものです。

具体的には、障害者自立支援法第5条第8項の削除により、第9項以降の繰り上げが生じたことに伴う整理でございます。

次に、附則につきまして、この条例の施行日は平成24年4月1日としております。

以上、よろしくご審議を賜り、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第22 議案第12号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(佐野芳彦) 日程第22、議案第12号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第12号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関して、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に施行され、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に施行されたことに伴い、関連する太子町税条例について改正するものでございます。

改正内容は、たばこ税の税率改正、退職所得に係る個人住民税額の10%税額控除の廃止、東日本大震災に係る雑損控除等に係る災害関連支援の対象期間の延長の特例、東日本大震災に係る復興支援増税措置の一つとして、平成26年6月から平成36年5月までの10年間均等割額500円の引き上げでございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第12号太子町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして詳細説明を申し上げます。

まず最初に、第95条のたばこ税の税率及び附則第16条の2のたばこ税の税率の特例に係る改正事項についてご説明申し上げます。

これは、法人税の基本税率30%が25.5%に引き下げられることに伴い、法人町民税法人税割額が自動的に減少するものと、国税である法人税の課税の対象となる範囲が拡大される減価償却の見直し、欠損金、繰越控除の見直し、研究開発税制の見直しなど、ことに伴う法人町民税法人税割額の自動的な増加額との合計により生ずる減収分を補てんするためにたばこ税の税率の調整が行われ、県から町への税源が移譲することによる税率改正でございます。

旧三級品以外の製造たばこにつきましては、現行の1,000本につき4,618円が5,262円に、旧三級品の製造たばこにつきましては、現行の1,000本につき2,190円が2,495円にそれぞれ改正することとなります。

なお、当該たばこ税につきましては、県から町への税源移譲に伴う税率改正であるため、たばこ1箱に係る購買金額そのものの変更はございません。

次に、附則第9条の町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等を削除したことにつ

ましてご説明申し上げます。

個人住民税の諸控除につきましては、平成22年度税制改正大綱において、そのあり方について検討を進めることとされていたところでございます。退職所得に係る個人住民税額の10%を税額控除とする仕組みにつきましては、1つ、昭和42年の退職所得に係る個人住民税の現年課税化の際に課税が1年前倒しされたことなどを理由に当時の金利水準を踏まえて導入されたものであること。2つ、法律上、当分の間の措置とされているにもかかわらず、導入から約40年以上も経過していること。3つ、過去10年間の定期預金金利はほぼゼロ金利であること。4つ、退職所得の現年課税化以後、退職所得と同様に前年所得総合課税から現年所得分離課税に見直された利子や配当については税額控除は講じられていないことという事情から制度を存続させる理由が乏しいものと判断され廃止することとなったため、当該条文を削除したものでございます。

次に、附則第23条の東日本大震災に係る雑損控除額等の特例に係る改正事項につきましてご説明申し上げます。

先般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行の地方税法等をそのまま適用することが被災された納税義務者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として第一弾の特例措置が講じられたところでございます。

本町の税条例におきましても、平成23年6月の第3回定例議会におきまして、当該条文を追加規定することで所得割の納税義務者の選択により住宅や家財等の損失額を平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の個人の町県民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとしたところでございます。

このたび、第二弾の特例措置が講じられることに伴い、雑損控除等に係る災害関連支出

の対象期間の延長の特例といたしまして、住宅家財等、または事業用資産に損失が生じた場合において災害に関連して支出する原状回復費用等のうち、やむを得ない事情により災害がやんだ日から1年超え、3年以内に支出されるものが雑損控除及び雑損失または被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる災害関連支出に追加されたことによる条文の整理の改正でございます。

次に、附則第25条の個人の町民税の税率の特例等に係る改正事項についてご説明申し上げます。

東日本大震災に係る復興支援増税措置の一つとして、平成26年6月から平成36年5月までの10年間、所得にかかわらず負担する均等割を年額1,000円引き上げることとなりました。

兵庫県下の地方団体の場合は、県民税の標準税率1,000円に超過税率、県民緑税800円を加えた1,800円、これに町民税の課税標準税率3,000円を加えた現行の4,800円に復興増税の1,000円、内訳につきましては県民税500円及び町民税分500円となります、を加えた年額5,800円となります。

次に、附則についてご説明申し上げます。

まず最初に、施行期日についてご説明申し上げます。

附則第9条の町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の削除規定につきましては、平成25年1月1日より施行いたします。

第95条のたばこ税の税率及び附則第16条の2のたばこ税の税率の特例に係る改正規定につきましては、平成25年4月1日より施行いたします。

他の改正条文につきましては、条例の公布の日から施行いたします。

最後に、改正後の条例の施行が円滑に施行されるよう、附則第2条から附則第3条に規定していますとおり、新旧条例等の適用関係に関する規定、旧条例による行為の効力に関する規定等の経過規定を置いております。

以上で詳細説明とさせていただきます。ど

うぞよろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

### 日程第23 議案第13号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第23、議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、兵庫県の第2次新行革プランの実施に伴い、福祉医療費の支給制限について県の実施要項が一部改正されたこと並びに地方税法の改正による市町村民税の税額の増加の影響を福祉医療費の助成要件の判定に及ぼさないための所要の措置を講じるため、改正するものでございます。

改正内容は、福祉医療費助成事業の助成要件の判定を現行の同一生計世帯内の最上位所得者から同一生計世帯で合算した市町村民税所得割の額で審査する方式に改めること。また、年少扶養控除の廃止に伴う市町村民税所得割額の増加の影響を当分の間福祉医療費の助成要件の判定に及ぼさないよう、この控除があるものとして算定することとさせていただきます。

詳細につきましては副町長よりご説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） ただいま上程されました議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明

を申し上げます。

今回の改正は、兵庫県の第2次新行革プラン実施に伴い、福祉医療費の支給制限について県の実施要綱が一部改正されたこと並びに地方税法の改正により平成24年度の市町村民税額が受ける影響について支給制限の規定に特例を設けることなどにより、本条例の関係部分を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、第4条第1項第2号及び同項第3号の改正では、重度障害者及び乳幼児等の福祉医療費支給に係る所得による支給制限の判定を現行の同一生計世帯内の最上位所得者の市町村税所得割額の額から同一生計世帯で合算した市町村税所得割の額により行う方式に改めるものでございます。

別表第1、第1項の改正では、母子家庭等において在学中の20歳までの者を対象とする場合の対象学校のうち、中高一貫教育を行う中等教育学校が欠落しておりましたので、これを追加するものでございます。

また、改正後の第4条第1項第2号に係る市町村民税所得割の額につきましては、附則第2項で算定の特例に関する規定を設けております。これは、平成24年度から16歳未満の者に対する扶養控除が廃止されることにより生じる影響を当分の間支給制限の判定に及ぼさないようにするためのもので、兵庫県が示す内容に沿って当該控除があるものとして算定した額を用いて判定するためのものでございます。

なお、施行日につきましては、第4条の所得による支給制限に係る改正は平成24年7月1日からとしております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第24 議案第14号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第24、議案第14号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第14号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、介護保険法第117条及び第129条第3項の規定により、保険料を3年ごとに計画し、定めることとされておりますが、平成24年4月から第5期介護保険事業計画に基づき介護保険料、賦課年度及び保険料を改正するものでございます。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第14号太子町介護保険条例の一部を改正する条例について詳細説明を申し上げます。

介護保険法第117条の規定により、3年ごとに計画し、保険料を定めることとされておりますが、平成21年4月からの第4期保険料期間が平成24年3月で終わることに伴い、平成24年度からの第5期保険料期間の保険料を定める必要があります。

具体的な保険料の推計についてですが、平成21年4月から3年間の介護サービス実績及び今後の3カ年の人口、高齢者数、要介護認定者数、サービス基盤計画等を勘案して、平成24年度、平成25年度、平成26年度の介護費用を算出し、さらに介護予防事業や地域包括支援センター運営費等の費用や制度改正に伴い、第1号被保険者の負担割合が20%から21%に改正されることなどを踏まえ、介護保険料を算出いたしております。

内容につきましては、第5期介護保険事業計画案を策定し、太子町保健福祉審議会に諮問し、第5期計画期間中の介護サービス見込み量や財源となる介護保険料等について幅広い視点から慎重審議をいただき、答申をいただいたところです。ついては、この計画に基づき、太子町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

第4条において、適用年度を第5期計画期間にあわせて、「平成24年度」から「平成26年度」と改めております。

条例第4条中の介護保険料年額の改正ですが、介護給付費の増加に伴い、保険料負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営をする上で被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定のため、細分化、多段階化をしております。

まず、基準額となる第4段階の介護保険料年額でございますが、4万8,600円を5万4,840円に設定しております。

次に、低所得者対策として、現行第3段階を細分化し、新たに特例第3段階を設定しまして、町民税非課税世帯の被保険者のうち課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方については、基準額に対する調整率を0.7としております。

それから、第5段階と第6段階とを区分する合計所得金額を200万円から190万円に変更いたしております。また、現行6段階以上の多段階設定について、負担能力に応じて保険料を賦課する観点から、合計所得金額が400万円以上の方について新たに第7段階に設定しまして、基準額に対する調整率を1.65としております。

第6条につきましては、保険料率の改定に伴う引用条文の整理をしております。

最後に、この条例の施行日についてでございますが、平成24年4月1日としております。

以上で議案第14号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い

いたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第25 議案第15号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐野芳彦） 日程第25、議案第15号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第15号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、平成23年2月17日付で兵庫県皮革産業協同組合、兵庫県、姫路市、たつの市及び太子町と締結しました皮革産業対策の具体的推進に係る協定書に基づき、前処理場処理污水に係る使用料を改定するものでございます。

改定内容としましては、平成24年度から前処理場処理污水に係る使用料を段階的に引き上げ、現在1立方メートル当たり225円の使用料を平成24年度230円、平成25年度235円、平成26年度240円、平成27年度250円とするものでございます。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第26 議案第16号 兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（佐野芳彦） 日程第26、議案第16号兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第16号兵庫県市町村職員退職手当組合規約の変更について説明を申し上げます。

児童福祉法の一部改正の施行に伴い、北播肢体不自由児機能回復訓練施設事務組合わかあゆ園の管理者から組合名称を北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園に変更する届け出が兵庫県市町村職員退職手当組合にあったため、規約の変更を行うものであります。

なお、施行日については、平成24年4月1日であります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第27 議案第17号 西播磨地域 消防広域化協議会の設置について

○議長(佐野芳彦) 日程第27、議案第17号西播磨地域消防広域化協議会の設置についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第17号西播磨地域消防広域化協議会の設置について説明を申し上げます。

災害や事故の多様化及び大規模化など、消防をめぐる環境の変化に対応し、より効果的に消防資源を配置するという観点から、国、県において消防業務の広域化が推進されています。

西播磨地域においては、相生市、たつの市、宍粟市、佐用町及び太子町の3市2町にて西播磨地域消防広域化協議会準備会を設立し、消防広域化に向けた協議を進めてきましたが、本年4月より広域化の実現に向け、調査研究、基本的事項などの協議、調整を行う協議会を設置することで合意に至りました。

つきましては、地方自治法第252条の2第1項及び消防組織法第34条3項の規定に基づき規約を定め、西播磨地域消防広域化協議会を設置するものであります。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 副町長。

○副町長(八幡儀則) ただいま上程されました議案第17号西播磨地域消防広域化協議会の設置につきまして詳細説明を申し上げます。

本件は、相生市、たつの市、宍粟市、佐用町及び本町の3市2町による消防広域化に向けた協議を行うため、関係市町による協議会を設置しようとするものでございます。

協議会においては、①消防広域化に関する調査研究、②消防広域化に関する基本的事項の協議、調整、③消防の将来ビジョンの策定、④その他、広域化に関する事項の協議、調整について担任いたします。

協議会委員は、3市2町の市町長、議会議員及び学識経験者にて構成し、市町長の中から協議により会長を選任いたします。また、協議、調整を行うために必要に応じて幹事会を設置することができることとしております。

協議会事務を処理するために事務局を設置いたします。事務局職員は、3市2町の職員から派遣し、協議会経費については市町長により協議した額を各市町が負担いたします。

なお、平成24年度当初予算案においては280万円を負担金として計上いたしております。

今後の予定ではございますが、各市町議会において議決が得られれば4月に協議会を設置し、平成25年4月の消防広域化実現に向けて協議、調整を進めてまいります。

慎重なご審議を賜り、原案どおりご議決いただきますようお願い申し上げまして、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

この際暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時32分）

（再開 午後2時49分）

○議長（佐野芳彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第28 議案第18号 平成24年度兵庫県太子町一般会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第28、議案第18号平成24年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第18号平成24年度兵庫県太子町一般会計予算について説明を申し上げます。

総額は94億9,812万円、対前年度比で2億7,544万1,000円、3%の増となっています。この予算規模増加の主な原因は、新庁舎建設事業に伴う用地購入及び東中学校舎増築事業によるものであります。

歳入予算の主な増減については、町税において制度改正による町民税の増収が見込まれ、地方譲与税及び各種交付金の減収と合わせまして、対前年度比は2,149万円の増となっております。

地方交付税は、税収の増に伴う基準財政収入額の増加により対前年度比5,676万

8,000円、3.4%の減、国庫支出金は子ども手当負担金の減などにより対前年度比1億4,080万1,000円、11.2%の減、町債は都市再生整備計画事業債、臨時財政対策債の増により対前年度比9,250万円、12.4%の増となっております。

歳出予算の主な増減について、総務費は新庁舎用地購入費により対前年度比4億9,886万6,000円、46.9%の増、民生費は子ども手当支給額の減により対前年度比1億1,932万1,000円、3.8%の減、衛生費は揖龍保健衛生施設事務組合負担金の減などにより対前年度比1億8,892万7,000円、21.2%の減、農林水産業費は地籍調査費の増により対前年度比2,657万8,000円、26.6%の増、土木費は総合公園整備事業費の増、JR網干駅西南地区土地区画整理組合助成金により対前年度比3,119万2,000円、2.6%の増、教育費は東中学校舎増築事業により対前年度比3,059万円、2.7%の増となっております。その他に、地方債を3事業設定し、一時借入金、歳出予算の流用については前年度と同様としております。

詳細につきましては副町長より説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第18号平成24年度兵庫県太子町一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

51ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費につきましては、前年度比960万9,000円の減となっておりますが、主なものとしては平成23年6月1日をもって地方議会議員年金制度が廃止され、平成24年度より給付費負担金の負担率が引き下げられたことに伴うものでございます。

53ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管

理費、節2給料、節3職員手当等及び節4共済費につきましては、前年度と比べまして給料647万2,000円、職員手当等273万4,000円、共済費422万5,000円の減でございますが、平成23年度の給与改定、計上職員数の減等によるものでございます。

57ページをお願いいたします。

節19負担金補助及び交付金において、前年度対比1,694万4,000円の減となっておりますが、定年退職者の5名減による市町村職員退職手当組合特別負担金の1,262万9,000円減等によるものでございます。

61ページをお願いいたします。

目6企画費、節19負担金補助及び交付金につきましては、前年度と比べまして202万7,000円の増となっておりますが、主に民営乗り合いバス赤字路線へ経費を一部負担する民営乗り合いバス運行補助金の計上によるものでございます。

63ページをお願いいたします。

目7電子計算機費、節13委託料につきましては、前年度と比べまして678万3,000円の減でございますが、基幹業務システム保守委託料のシステムエンジニア運用サポートの見直しによる減等でございます。節14使用料及び賃借料につきましては、前年度と比べまして932万2,000円の減でございますが、基幹業務システムの平成24年12月のリース満了に伴う減等でございます。節18備品購入費につきましては、リース満了となります基幹業務システムの購入費用等でございます。

71ページをお願いいたします。

目15新庁舎建設費につきましては、昨年度に土地開発基金で購入した新庁舎建設用地を買い戻すとともに、新庁舎及び地域交流センターの基本設計、実施設計などを実施いたします。新庁舎建設事業に係る経費によるものでございます。

75ページをお願いいたします。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料につきましては、前年度に比べまして888万4,000円の減となっております。

これは、住民基本台帳法を初め、関連する法律の改正により外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えるため、23年度及び24年度で電算システムの改修を行っておりますが、年度間での委託料の額に差があったためでございます。

77ページをお願いいたします。

項4選挙費につきましては、平成24年度に改選期を迎える町長選挙の執行費用を計上いたしております。

85ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金であります。前年度に比べまして2,107万4,000円の減となっておりますが、前年度はその他一般会計繰り出しとして保険税率の改正に当たり、被保険者の負担軽減を図るため2,000万円を計上しておりましたが、本年度は国民健康保険特別会計で財源調整ができたことによるものでございます。

87ページをお願いいたします。

目2老人福祉費、節20扶助費につきましては、前年度と比べまして476万3,000円の増となっておりますが、主な要因としましては、日常生活において通院、買い物等外出することが困難な高齢者の外出支援としてやすらぎタクシー運賃助成事業を創設するものでございます。

目6障害者福祉費においても、障害者に対し、同事業費を計上いたしております。節28繰出金につきましては、介護保険特別会計繰出金でございます。保険給付事業繰り出しが前年と比べまして651万6,000円増の2億6,725万円、介護サービス事業繰り出しが同287万9,000円増の908万3,000円でございます。

目4後期高齢者医療費、節19負担金補助及び交付金につきましては、後期高齢者医療費負担金として自治体が負担義務を担うもので、兵庫県後期高齢者医療広域連合へ拠出する額を計上いたしております。前年度に比べ

まして2,004万6,000円の増となっておりますが、後期高齢者医療費の増によるものでございます。

91ページをお願いいたします。

目7障害者医療費で737万7,000円の減、ページが飛んで恐縮ですが、101ページの項2児童福祉費、目4母子家庭等医療費で103万6,000円の増、また103ページの目6乳幼児等医療費で2,714万円の増となっております。これらは、平成23年度の医療費の動向、過去の医療費の推移、受給者数の増減等を勘案するとともに、議案第13号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでご説明申し上げました所得による支給制限の判定方式の改正による影響などを加味し、予算を計上しております。

戻りまして、97ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2保育所費の8,948万8,000円の減につきましては、石海保育園の民設民営化等によるものです。

101ページをお開きください。

民営化に伴いまして、目3保育所運営費、節20扶助費の保育所運営費が逆に8,132万円の増となっております。

目5児童措置費、節20扶助費の子ども手当につきましては、24年度では中学校修了までの児童を対象とし、3歳未満の児童及び第3子以降の児童には月額1万5,000円、3歳以上には月額1万円を支給するものでございます。

なお、国と地方の費用負担は2対1となり、被用者の3歳未満の児童については15分の7を事業主が負担することとなっております。

また、本年度より障害児の通所支援の実施主体が県から市町へ移譲されることに伴い、障害児通園施設、児童デイサービス並びに重症心身障害児通園事業に係る給付を実施するため、扶助費で計3,537万5,000円を計上しております。

105ページをお願いいたします。

目8障害児福祉費につきましては、障害者自立支援法に基づき実施されてきた障害児に係るサービスの根拠規定が児童福祉法に一本化されたことにより、障害者福祉費から療育等支援事業を分離し、目を新設したものでございます。

107ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節13委託料につきましては、前年度と比べまして100万円の増となっておりますが、主な要因としましては、地域保健食育推進計画を策定するに当たり、アンケート調査、分析を委託するものでございます。

115ページをお願いいたします。

項2清掃費、目1清掃総務費、節19負担金補助及び交付金のうち揖龍保健衛生施設事務組合負担金につきましては、前年のし尿処理実績の減少、ごみ処理施設の公債費の減少により前年度対比1億1,843万円の減となっております。

125ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節15工事請負費のうち施設整備工事費につきましては、林田川、阿曾井堰の補修を土地改良施設維持管理適正化事業として行う工事費でございます。節19負担金補助及び交付金のうち県営上ノ池改修事業負担金につきましては、原地区に所在を置く農業用ため池の改修工事を平成24年度は制波ブロック工、面積710平方メートルを行うものでございます。

139ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目4公園事業費、節13委託料につきましては、総合公園内の多目的芝生広場や駐車場等の整備に必要なスポーツゾーンについて測量及び実施設計を委託するものでございます。節15工事請負費につきましては、総合公園の整備区域6ヘクタールのうち造成工事が完了した1.8ヘクタール、花と緑・文化の里ゾーンについて園路ほか整備工事を行うものでございます。節17公有財産購入費につきましては、総合公園

用地取得費であります。引き続き東側の山林850平方メートルを取得する計画でございます。

141ページをお願いいたします。

目6都市再生整備事業費、節13委託料につきましては、平成24年度より新規事業として実施する都市再生整備計画事業のうち、町道鵜国道線の道路整備事業に伴う測量設計業務を委託するものでございます。

款9消防費、項1消防費、目1常備消防費につきましては、前年度に比べまして1,403万6,000円の増となっておりますが、うち280万円は太子町を含む3市2町によります常備消防の広域化を推進するための西播磨地域広域消防化協議会の運営負担金と449万6,000円は消防救急無線のデジタル化に向けての負担金によるものでございます。

143ページをお願いいたします。

目2非常備消防費、節19負担金補助及び交付金につきましては、前年度と比べまして154万1,000円の増となっております。主に西播磨地区の消防操法大会の幹事となることから、大会経費の一部を負担するものでございます。

145ページをお願いいたします。

目4災害対策費につきましては、前年度に比べまして175万5,000円の増となっておりますが、主にひょうご防災ネット利用料と防災資機材の購入によるものでございます。

159ページをお願いいたします。

款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節15工事請負費のうち東中学校校舎増築工事費につきましては、生徒数の増加により教室不足が見込まれる太子東中学校の施設の整備を図るため増築工事を施工するものでございます。

175ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目6図書館費、節13委託料のうち、図書データ作成委託料につきましては、自宅からの図書検索、貸出予約システムの構築により新たな利用者の増加、既存利用者への多様な利便性の向上とあわせて図書

館の貸出冊数の拡充が図れることから、平成24年度ではシステム運用の事前作業として図書データの作成等に着手するものでございます。

179ページをお願いいたします。

目7会館管理費、節11需用費のうち修繕料につきましては、開館から18年余りが経過しています文化会館の空調機器の性能劣化が著しいことから、このたび空調機器の分解整備を行い、能力の回復を図るものでございます。

183ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目8歴史資料館費、節11需用費のうち修繕料につきましては、八角堂から展示室までの内装クロスの修繕等を行うものでございます。

191ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目4給食センター費、節11需用費のうち修繕料につきましては、食缶洗浄機の取りかえ修繕等でございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款1町税、項1町民税、目1個人につきましては、予算額15億2,413万1,000円で、前年度と比べまして1億5,262万4,000円、11.1%の増となっております。主な要因としましては、税制改正により平成24年度以降年少扶養控除が廃止されることによる増収の見込みによるものでございます。

目2法人につきましては、予算額1億6,935万1,000円で、前年度と比べまして161万6,000円、0.9%の減となっております。減収の要因は、9号法人の1社減によるものでございます。

項2固定資産税、目1固定資産税につきましては、予算額18億8,378万8,000円で、前年度と比べまして1億1,359万3,000円、5.7%の減となっております。内容といたしまして、土地が7億6,026万2,000円で1,230万8,000円の減でございますが、これは課税標準額の評価額に対する負担水準が上限に達している土地が増加したことにより、評価額の

下落に伴い課税標準額も引き下げられ、同時に税額が減少することによるものでございます。家屋は7億985万5,000円で8,498万4,000円の減でございますが、これは新增築家屋分の税収が増加するものの、評価がえによる減価措置により既存家屋の税額が減少することによるものでございます。償却資産は3億6,767万1,000円で1,630万1,000円の減となっております。

15ページをお願いいたします。

項3軽自動車税につきましては、予算額6,816万2,000円で、前年度に比べまして127万9,000円、1.9%の増であります。これは、前年度自家用乗用車の登録台数が伸びたことによる増でございます。総台数は1万2,941台で、前年度に比して89台の増を見込んでおります。

項4町たばこ税につきましては、予算額1億9,237万4,000円で、前年度に比べまして3,699万6,000円、23.8%の増でございます。これは、前年度は平成22年度の税率改正による売上本数の低下を大きく見込んでおりましたが、値上げによる税額の伸びが大きかったこと、また売上本数の低下に歯どめがかかっていることにより収入増を見込んでおります。

17ページをお願いいたします。

19ページにまたがりますが、款2地方譲与税、項2自動車重量譲与税、款6地方消費税交付金、款7ゴルフ場利用税交付金、款8自動車取得税交付金及び款9地方特例交付金につきましては、長引く景気低迷により軒並み減収見通しとなり、前年度と比べまして合計5,520万円の減となっております。

款10地方交付税につきましては、先ほど申し上げた町税の制度改正による増収見込みによって基準財政収入額の増加が見込まれ、前年度と比べまして5,676万8,000円の減となっております。

29ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2教育費国庫負担金、節1学校費負担金、公立学

校施設整備費負担金3,106万1,000円及び項2国庫補助金、目4教育費国庫補助金、節1学校費補助金のうち学校施設環境改善交付金273万5,000円につきましては、歳出で申し上げました東中学校校舎増築事業に係る国庫補助金でございます。

30ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金のうち都市公園事業費補助金4,400万円につきましては、歳出で申し上げました総合公園整備事業に係る交付金で、用地費として補助率3分の1、工事費として補助率2分の1でございます。都市再生整備計画事業費補助金5,530万円につきましては、道路や地域交流センター、交流広場の整備等に係る交付金で、補助率10分の4でございます。

41ページをお願いいたします。

款18繰入金、項2基金繰入金、目3土地開発基金繰入金、節1土地開発基金繰入金4億8,000万円につきましては、土地開発基金繰入金を一般財源化したことによる増でございます。

49ページをお願いいたします。

款21町債、項1町債、目1土木債、節1都市計画事業債につきましては、総合公園整備事業に係る起債及び都市再生整備事業費に係る起債でございます。それぞれ充当率は90%と75%でございます。

款21町債、項1町債、目2教育債、節1学校建設事業債につきましては、東中学校校舎増築事業に係る起債でございます。充当率は90%でございます。

8ページをお願いいたします。

第2表におきまして、地方債を定めております。事業債の限度額は総額8億3,910万円となっております。

以上で平成24年度兵庫県太子町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 9 議案第 1 9 号 平成 2 4 年
度兵庫県太子町国民健康保
険特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第29、議案第19号
平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会
計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由
の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第19号平成24年度
兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算につ
いて説明を申し上げます。

平成24年度国民健康保険特別会計の歳入歳
出予算総額を32億5,456万5,000円と定めるも
のであります。

歳入の主な内容としましては、国民健康保
険税 7 億5,418万5,000円、国庫支出金 6 億
3,789万6,000円、療養給付費等交付金 2 億
3,350万7,000円、前期高齢者交付金 8 億
6,166万8,000円、県支出金 1 億5,964万
2,000円、共同事業交付金 3 億8,140万
4,000円、繰入金 2 億2,072万1,000円等であ
ります。

歳出の主な内容につきましては、総務費
4,543万4,000円、保険給付費22億226万円、
後期高齢者支援金等 4 億853万2,000円、介護
納付金 1 億6,312万5,000円、共同事業拠出金
3 億8,140万4,000円、保険事業費1,988万
4,000円等であります。

詳細につきましては副町長より説明を申し
上げますので、よろしくご審議を賜り、原案
のとおり議決いただきますようお願い申し上
げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されまし
た議案第19号平成24年度兵庫県太子町国民健
康保険特別会計予算について詳細説明を申し
上げます。

歳出から説明します。

26ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般
被保険者療養給付費16億9,332万円は、平成
23年 3 月診療から11月診療までの保険者負担
分から年間の保険者負担分を求め、この額に
医療費の伸び率の見込みを乗じて算出してお
ります。

目 2 退職被保険者等療養給付費、また一般
被保険者及び退職被保険者等に係る療養費及
び高額療養費につきましても、平成23年度見
込みから年間の保険者負担分を算出いたして
おります。

30ページをお願いいたします。

款 3 後期高齢者支援金等、目 1 後期高齢者
支援金 4 億850万1,000円は、現役世代が後期
高齢者医療へ支援金として納付する額で、1
人当たりの負担見込み額に被保険者数を乗じ
て支援金を算出いたしております。概算分、
精算分を合わせて昨年度と比較し約3,700万
円の増となっております。

32ページをお願いします。

款 6 介護納付金は 1 億6,312万5,000円で、
平成24年度標準給付費額及び介護予防事業費
額の見込み額の総額 8 兆3,129億円の29%を
第 2 号被保険者4,277万人が負担するもので
ございまして、太子町国保分の第 2 号被保険
者見込み数2,936人分に平成24年度の 1 人当
たりの負担見込み額 5 万6,400円を乗じたも
のが平成24年度概算介護給付費納付金となり
ます。

34ページをお願いいたします。

款 7 共同事業拠出金、目 1 高額医療費拠出
金並びに目 2 保険財政共同安定化事業拠出金
は、共同事業に必要な費用の見込み額に対し
て本町分の拠出率等を乗じて算出いたしてお
ります。

款 8 保険事業費、項 2 特定健康診査等事業
費、目 1 特定健康診査等事業費 1,840万
5,000円は、平成20年度より医療費適正化の
総合的な推進として保険者に実施が義務づけ
られております。40歳から74歳までの被保険
者を対象とした特定健康診査、特定保健指導

の経費でございます。

歳入の説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は6億5,040万4,000円で、昨年度と比較し約1,200万円の減といたしております。一般被保険者数は、景気低迷の影響による社会保険から国保への加入は相変わらずあるものの、後期高齢者医療への移行をされる方が多く、若干減少するものと予測いたしております。

12ページをお願いいたします。

目2 退職被保険者等国民健康保険税は、一般被保険者とは逆に団塊世代の退職に伴う社会保険等からの国民健康保険への加入により退職被保険者数は増加するものと予測しており、昨年度と比較し約950万円の増といたします。

14ページをお願いします。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金は5億174万円で、昨年度と比較し約3,300万円の減にしております。これは、地方の自由度を拡大させる観点から国保の公費負担割合は引き続き医療給付費等の50%とした上で国の定率国庫負担率を現行の34%から32%へ引き下げ、その2%分を県の普通調整交付金に上乗せすることになったことによるものでございます。

16ページをお願いします。

款4 療養給付費等交付金の2億3,350万7,000円は、退職者等被保険者数の増に伴う保険者負担分の増によるもので、昨年度と比較し約5,800万円の増といたします。

款5 前期高齢者交付金8億6,166万8,000円についてですが、平成24年度の概算交付金の額は22年度における前期高齢者給付費額、前期高齢者の加入率、前期高齢者に係る後期高齢者支援金の額などの実績数値をもとに予測し、算出したしております。前々年度精算分としまして、平成22年度の精算額は約6,200万円の増となっており、概算分、精算分、調整分合わせて昨年度と比較し約

3,700万円の増となっております。

款6 県支出金、項2 県補助金、目2 財政調整交付金の節1 普通調整交付金1億2,857万5,000円は、国庫補助金の普通調整交付金と同様の方法により算出していますが、昨年度と比較し約3,250万円の増といたします。これは、先ほどご説明しました国の定率国庫負担率が現行の34%から32%へ引き下げられ、その2%分を県の普通調整交付金に上乗せし、現行の6%から8%になることによるものでございます。

18ページをお願いいたします。

款7 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金7,087万2,000円並びに目2 保険財政共同安定化事業交付金3億1,053万2,000円は、歳出の共同事業拠出金と同額を予定しております。

款10 繰入金、目1 一般会計繰入金1億7,276万3,000円は、保険基盤安定繰り入れとして保険税軽減分と保険者支援分1億398万3,000円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

職員給与費等繰り入れとして、総務費の人件費及び物件相当額4,510万8,000円、出産育児一時金等繰り入れとして出産育児一時金の3分の2の1,397万3,000円、普通交付税に算入される財政安定化支援事業繰り入れとして969万8,000円、その他一般会計繰り入れとして1,000円を計上いたしております。

項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金4,795万8,000円につきましては、財源調整のため繰り入れることといたしております。

以上で平成24年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第30 議案第20号 平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第30、議案第20号

平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第20号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

平成24年度介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を16億5,285万8,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料3億9,514万9,000円、国庫支出金2億9,214万8,000円、支払基金交付金4億4,717万5,000円、県支出金2億2,998万5,000円、繰入金2億7,970万8,000円等であります。

歳出につきましては、総務費5,557万4,000円、保険給付費15億2,177万9,000円、介護サービス事業費1,760万円、地域支援事業費5,244万9,000円等を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 副町長。

○副町長(八幡儀則) 先ほど上程されました議案第20号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

16ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、介護保険事務職員4名分と介護支援専門員1名分の人件費のほか、事務経費を合わせて一般管理費全体で3,686万9,000円を計上いたしております。

18ページをお願いいたします。

項2徴収費、目1賦課徴収費については、介護保険料納付書の郵送料など賦課徴収を行

うための費用として275万円を計上いたしております。

項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費については、介護認定審査会の開催による委員報酬等を計上し、介護認定審査会費全体で341万6,000円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

目2認定調査費につきましては、認定調査委員賃金5名分と主治医意見書作成料等を計上し、認定調査費全体で1,236万9,000円計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費については、訪問介護、通所介護などの居宅介護サービス給付費として6億1,088万9,000円、介護老人福祉施設などの施設介護サービス給付費として5億8,519万5,000円、認知症対応型の共同生活介護などの地域密着型介護サービス給付費として9,519万3,000円等を計上し、介護サービス費全体で13億6,592万2,000円計上いたしております。

目2予防サービス費については、訪問介護、通所介護等の介護予防サービス給付費として7,399万1,000円等を計上し、予防サービス費全体で8,951万7,000円を計上いたしております。

目3高額介護サービス費については、自己負担が一定額以上になったときに払い戻される高額介護サービス費及び高額医療、高額介護合算費として2,326万9,000円を計上いたしております。

22ページをお願いいたします。

目4特定入所者サービス費については、施設サービス給付費のうち保険適用外の居住費と食費について、低所得者に対する附則的給付として4,191万6,000円を計上いたしております。

目5審査支払手数料については、兵庫県国民健康保険団体連合会に審査委託する費用として115万5,000円計上いたしております。

ページをまたぎますが、24ページをお願い

いたします。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、要支援と認定された方のケアプランを管理する職員1名分の人件費のほか、ケアプラン作成委託料などを計上し、介護サービス事業費全体で1,760万円を計上いたしております。

24ページをお願いいたします。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費については、要支援または要介護となるおそれのある方を発見することを目的とした生活機能評価事業の委託料とその方々を対象とした介護予防事業の委託料などを計上し、介護予防事業費全体で2,020万6,000円計上しております。

ページをまたぎますが、26ページをお願いいたします。

項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費につきましては、地域包括支援センター職員4名分の人件費のほか、安心見守りコール事業委託料を計上し、包括的支援事業費全体で3,224万3,000円計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1介護保険料については、現年度分として特別徴収対象者6,594名分3億7,521万5,000円、普通徴収対象者511名分1,963万4,000円、介護保険料全体で3億9,514万9,000円計上しております。

款2介護サービス事業収入、項1介護サービス事業収入、目1介護サービス事業収入については、兵庫県国民健康保険団体連合会から介護予防サービスプラン作成報酬として851万7,000円計上いたしております。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた2億7,164万9,000円を計上しております。

項2国庫補助金、目1調整交付金についても同様に補助割合を乗じた639万1,000円を計

上いたしております。

10ページをお願いいたします。

目2地域支援事業交付金については、介護保険事業計画における保険給付費の推計額から審査支払手数料を除いた額に3%を上限として定率の負担割合を乗じた1,410万8,000円を計上いたしております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、保険給付費に定率の負担割合を乗じた4億4,131万6,000円を計上いたしております。

目2地域支援事業交付金については、歳出の款4地域支援事業費、項1介護予防事業費の額に定率の負担割合を乗じた585万9,000円を計上いたしております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金については、保険給付額に定率の負担割合を乗じた2億2,292万7,000円を計上いたしております。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金については、介護保険事業計画における保険給付費の推計額から審査支払手数料を除いた額に3.0%を上限として定率の負担割合を乗じた705万3,000円を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

項3委託金、目1総務費委託金については、40歳から64歳までの医療保険未加入者、いわゆる生活保護者の介護認定審査を兵庫県から委託を受けた際の委託料として5,000円計上いたしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、保険給付費事業繰入金として保険給付費、地域支援介護予防事業費及び包括的支援事業費に定率の負担割合を乗じた部分の繰り入れとして2億659万7,000円、職員給与費及び事務費等の繰り入れとして6,065万3,000円、合計2億6,725万円、介護サービス事業繰入金として908万3,000円計上し、合わせて合計2億7,633万3,000円を計上いたしております。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金については、第5期介護保険事業計画

期間中における介護保険料の上昇を抑制することとしたため、介護保険料が定率の負担割合に満たない不足分の保険料を過年度に基金へ積み立てた保険料から取り崩して賄う必要がございます。この介護給付費等への繰入分として337万5,000円計上いたしております。

以上で議案第20号平成24年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算についての詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第31 議案第21号 平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算**

○議長（佐野芳彦） 日程第31、議案第21号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第21号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

平成24年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を2億7,847万4,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、保険料2億1,727万9,000円、繰入金5,659万2,000円等であります。

歳出につきましては、総務費811万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億6,986万1,000円等を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第21号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算についての詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、後期高齢者医療事務職員1名分の人件費、被保険者証郵送料及び保守期間満了に伴う窓口端末更新に係るリース料等の事務経費で、合わせて637万円を計上いたしております。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務的経費で保険料決定通知書等の郵送料や死亡等に伴う過誤納付還付金など、合わせて174万3,000円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は2億6,986万1,000円を計上いたしております。後期高齢者医療広域連合保険料納付金は、歳入で計上している後期高齢者医療保険料を広域連合に納めるための費用で、2億1,727万9,000円を計上いたしております。また、過年度分の後期高齢者医療広域連合保険料納付金として400万円を計上いたしております。兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金は、広域連合が事業運営を行うために県内の市町が納める費用でございまして、1,057万2,000円計上いたしております。保険基盤安定繰入金納付金は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんするための費用で、3,791万円を計上いたしております。後期高齢者医療広域連合延滞金納付金は、広域連合に納付する延滞金を延滞金納付金として10万円計上しております。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料は、特別徴収分1億5,174万5,000円、普通徴収分6,503万

4,000円、滞納繰越分50万円、全体で2億1,727万9,000円を計上いたしております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、後期高齢者医療保険料の督促手数料として1,000円計上いたしております。

款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金合わせて5,659万2,000円計上いたしております。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、過年度の保険料納付金として400万円を計上しています。

9ページをお願いいたします。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は、後期高齢者医療保険料の延滞金として10万円を計上いたしております。

款5諸収入、項2町預金利子、目1町預金利子は、金融機関預金利子として1,000円計上いたしております。

款5諸収入、項3雑入、目1雑入は、広域連合からの過年度分の保険料負担金の還付金を50万円及び過納となった保険料を翌年度に日本年金機構を介して還付する場合を見込んで1,000円計上いたしております。

以上で議案第21号平成24年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第32 議案第22号 平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第32、議案第22号平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由

の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第22号平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成24年度墓園事業特別会計の歳入歳出予算の総額を1,432万9,000円と定めるものであります。

歳入の内容としましては、使用料及び手数料1,354万5,000円等であります。

また、歳出につきましては、墓園事業費1,432万9,000円を計上いたしております。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程いたしました議案第22号平成24年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明を申し上げます。

10ページの歳出から説明をさせていただきます。

款1墓園事業費でございますが、目1一般管理費につきましては、使用者管理に係る費用でございます。内訳につきましては、募集などによる経費として17万8,000円、墓所返還還付金として400万円、一般会計への繰出金として321万6,000円を計上し、本年度は739万4,000円の計上でございます。

目2墓園管理費は、墓園の維持管理に係る費用でございます。節13委託料のうち清掃業務委託料については、シルバー人材センターを予定しております。植木維持管理業務委託でございますが、薬剤防除、生け垣の剪定等でございます。車どめ開閉業務委託については、地元自治会においてお願いをしております。委託料としましては618万4,000円の計上でございます。

次に、6ページの歳入をお願いいたします。

款1使用料及び手数料でございますが、項

1 使用料、目 1 墓園使用料につきましては、町内枠 8 基と町外枠の補てん募集 4 基分の計 12 基分としまして 739 万 2,000 円を計上いたしております。

項 2 手数料、目 1 墓園手数料につきましては、901 基分として 615 万 3,000 円を計上いたしております。

また、款 3 繰入金でございますが、墓園管理費の歳入不足分を一般会計繰入金としまして 78 万 1,000 円計上いたしております。

平成 24 年度は歳入歳出予算の総額を 1,432 万 9,000 円の予算となっております。

以上で平成 24 年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算についての詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

### 日程第 33 議案第 23 号 平成 24 年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第 33、議案第 23 号平成 24 年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第 23 号平成 24 年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成 24 年度下水道事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額を 15 億 9,688 万 3,000 円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、分担金及び負担金 800 万円、使用料及び手数料 4 億 8,777 万 1,000 円、繰入金 8 億 9,321 万 1,000 円、町債 2 億 690 万円等であります。

歳出につきましては、下水道費 4 億 1,081 万 7,000 円、公債費 11 億 8,606 万 6,000 円

を計上しております。

次に、地方債を 3 事業設定いたしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） ただいま上程されました議案第 23 号平成 24 年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出から説明を申し上げます。

12 ページをお願いいたします。

款 1 下水道費、目 1 一般管理費、節 11 需用費の修繕料につきましては、マンホールぶたの修繕や公共ます等の修繕費用で、前年度と同額でございます。節 13 委託料につきましては、下水道の水質検査委託、雨水幹線の土砂浚渫作業委託、供用開始後 10 年以上を経過する区域の下水道管洗浄委託、マンホールポンプ 15 カ所の点検委託等で、前年比 8 万円、1.2% の増でございます。節 15 工事請負費につきましては、下水道施設の維持管理補修工事で前年度と同額でございます。

14 ページをお願いします。

節 19 負担金補助及び交付金のうち揖保川流域下水道維持管理負担金につきましては、終末処理を行う揖保川浄化センターへの負担金でございます。

目 2 公共下水道事業費、節 13 委託料のうち下水道情報化システム作成委託につきましては、前年度施工の下水道管、マンホール、取りつけ管、公共ますの移動を地図データに反映させる業務を委託するものでございます。

16 ページをお願いします。

節 15 工事請負費につきましては、面整備工事で公共ますが設置できなかったところのます設置工事費及び下水道管布設工事費で、前年度実績により前年比 1,100 万円、21.6% 減でございます。節 19 負担金補助及び交付金のうち汚水長松幹線管渠築造工事負担金につき

ましては、山田、原地区を含めた大津茂川の東側地区の汚水を姫路市側に流すための工事負担金で、繰上償還に係る負担軽減により前年度比165万3,000円、9.7%減でございます。

目3 合併処理浄化槽整備費は、浄化槽と比較して下水道管布設工事が不経済や地形上施工が困難な場合に限り実施するものであり、1基の合併処理浄化槽設置工事費及び5世帯の定期点検、清掃委託料で、前年度と同額でございます。

目4 流域下水道事業費、節19負担金補助及び交付金のうち揖保川流域下水道建設負担金は、揖保川幹線マンホール耐震補強工事、A系沈砂池No.1水路設備工事、処理場耐震耐水対策工事などの負担金で、前年比1,667万9,000円、135.5%増でございます。また、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金は、これまでの建設改良費等の元利償還金でございます。

以上で歳出の詳細説明を終わります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

款1 分担金及び負担金、目1 下水道費負担金800万円につきましては、対象世帯の微減から前年度と同額で計上をいたしております。

款2 使用料及び手数料、目1 下水道使用料につきましては、予算額4億8,750万円で、使用水量の微増を見込み、前年対比61万円、0.1%増となっております。

款3 繰入金については、予算額8億9,321万1,000円で、前年度対比746万8,000円の0.8%増となっております。

10ページをお願いいたします。

款6 町債につきましては、公共下水道事業債、流域下水道事業債、資本費平準化債で2億690万円の発行を予定いたしております。前年度比350万円で1.7%減となっております。

最後に4ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、町債の発行

予定額を限度額として設定いたしております。

以上で平成24年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第34 議案第24号 平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第34、議案第24号平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第24号平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算について説明を申し上げます。

平成24年度前処理場事業特別会計の歳入歳出予算総額を9,847万1,000円と定めるものであります。

歳入の主な内容としましては、使用料及び手数料1,219万円、繰入金8,337万9,000円等であります。

歳出につきましては、前処理場費8,333万6,000円、公債費1,513万5,000円を計上いたしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） ただいま上程されました議案第24号平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算の詳細説明を申し上げます。

10ページの歳出からご説明申し上げます。

款 1 前処理場費、項 1 前処理場費、目 1 前処理場管理費、節 11 需用費につきましては、1,023万1,000円を計上いたしております。前年度比115万3,000円の減となっております。節 13 委託料につきましては、警備保障委託、前処理場運転管理業務委託、年 4 回の水質分析委託、皮革汚水流入管渠洗浄作業委託等を合わせまして4,624万1,000円を計上いたしております。対前年度比 6 万6,000円の減となっております。

12ページをお願いいたします。

節 19 負担金補助及び交付金につきましては、揖保川流域下水道維持管理負担金として586万9,000円を計上いたしております。対前年度比56万5,000円の増となっております。

目 2 流域下水道事業費につきましては、揖保川流域下水道建設負担金、兵庫西流域下水汚泥処理委託事業の償還、建設の負担金及び汚泥焼却負担金を合わせまして合計1,146万4,000を計上いたしております。対前年度比193万1,000円の増となっております。

款 2 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、節 23 償還金利子及び割引料につきましては、長期債元金償還金といたしまして1,187万8,000円を計上いたしております。対前年度比 8 万5,000円の減となっております。

目 2 利子、節 23 償還金利子及び割引料につきましては、長期債利子償還金といたしまして325万7,000円を計上しております。対前年度比29万6,000円の減となっております。

次に、歳入について説明をいたします。

8 ページをお願いいたします。

款 1 使用料及び手数料、目 1 下水道使用料につきましては、皮革産業の製造品出荷量の増加から1,219万円を計上しております。対前年度比724万円の増となっております。

款 2 繰入金につきましては、対前年度比1,046万5,000円減の8,337万9,000円を計上いたしております。

最後に 4 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債でございますが、町債の発行予定額の限度額として設定をいたしております

す。

以上で平成24年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第 3 5 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長（佐野芳彦） 日程第35、議案第25号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第25号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

平成24年度水道事業会計におきます第 3 条予算の収益的収入は 4 億6,857万2,000円とし、営業収益は 4 億5,930万円を見込んでおります。

一方、収益的支出における事業費用については 4 億6,819万8,000円とし、支出の大半を占めます営業費用は 4 億3,541万1,000円を見込んでおります。

次に、第 4 条予算の資本的支出につきましては、建設改良費2,272万6,000円、企業債償還金 1 億803万円であり、支出総額 1 億3,075万6,000円を予定しております。その財源として、資本的収入において、工事請負金 100万円を予定しております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億2,975万6,000円は過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補てんすることとしております。

詳細につきましては経済建設部長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜

り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 経済建設部長。

○経済建設部長（山本武志） ただいま上程されました議案第25号平成24年度兵庫県太子町水道事業会計予算の詳細説明を申し上げます。

予算書1ページ、第2条事業の予定量でございますが、(1)給水戸数以下、ごらんのとおりの予定をいたしております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額、第4条資本的収入及び支出の予定額につきましては、17ページ以降の参考資料のほうで説明をさせていただきます。

第5条では、一時借入金の限度額は1億円と定め、第6条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、1、職員給与費6,515万7,000円、また第7条では他会計からの補助金といたしまして一般会計からの補助金を受ける金額500万円でございますが、内容といたしましては子ども手当等でございます。

第8条では、棚卸資産購入限度額を300万円と定めるものでございます。

次に、水道事業会計予算に関する説明の3ページ、収益的収入及び支出、4ページ、資本的収入及び支出の実施計画につきましては、後ほど参考資料で説明をさせていただきます。

4ページの下欄は、平成24年度の資金計画で、年度中の受け入れ、支払いの現金収支予定を表示しております。翌年度への繰越額は3億4,482万3,000円を見込んでおります。

5ページから9ページまでにつきましては給与費の明細書でございますが、一般会計に準拠したもので、職員8名の人件費の支給内容等でございます。

10ページから15ページは、平成23年度の水道事業予定貸借対照表、予定損益計算書及び平成24年度予算を完全消化した場合の予定貸借対照表でございます。

次に、16ページでは、水道ビジョン作成事業における債務負担行為に関する調書でございます。

続きまして、参考資料に入らせていただきます。

17ページ、収益的収入の部ですが、主なものを説明申し上げます。

収益の大宗をなす目1給水収益、節1水道使用料は、前年の実績、経済情勢等を勘案し、4億2,505万3,000円を見込み、有収水量では373万3,000立方メートルを見込んでおります。

目3その他の営業収益、節3他会計負担金は、消火栓維持管理等負担金として200万円、下水道使用料徴収事務費として2,134万8,000円の合計2,334万8,000円でございます。

18ページ、項営業外収益、目1受取利息及び配当金においては、定期預金利息と市場公募公債配当金として426万円を見込んでおります。

また、目2補助金では、一般会計からの補助金500万円を計上いたしております。

次に、19ページ、収益的支出の部でございます。

目1原浄水費は、浄水場で水道水をつくることに要する経費でございます。節7光熱水費では、老原浄水場等の下水道使用料795万2,000円を計上しており、節9委託料といたしましては、水源地施設の休日及び夜間の運転管理業務の委託経費などを合わせて1,565万円を計上いたしております。20ページ、節13動力費は、浄水場、各水源地、中継ポンプ場の電気代で3,840万円を計上いたしております。節16受水費でございますが、兵庫県企業庁から年間51万1,000立方メートルを受水し、年間を通して安定供給に努めてまいります。経費といたしまして7,418万1,000円を計上いたしております。

次に、目2配水費ですが、この科目は配水管等配水施設の維持管理に関する経費で、合計1,152万5,000円を計上しております。

21ページ、目3給水費につきましては、給水サービスに要する経費でございます。節8委託料において、水道メーター検針の委託、検査満了メーターの交換経費などとして1,178万8,000円を計上しております。

22ページ、目4総係費は、全体の事務的な経費を計上しております。節9委託料につきましては、本町水道事業の中・長期経営計画を立てるための太子町水道ビジョン作成業務を含め1,367万円を計上しており、合計3,481万4,000円を計上しております。

目5減価償却費は、規定の計算方法により積算しており、1億8,037万7,000円の計上となっております。

23ページ、目7その他営業費用の材料売却原価では、量水器購入として検満量水器の交換用及び新規用合計1,972個を予定しており、1,340万6,000円となっております。

項営業外費用、目1支払い利息及び企業債取扱諸費、節1企業債利息は、財務省財政融資資金の14件、公営企業金融公庫の21件分の借入利息として2,067万2,000円を予定しており、前年度に比べ686万1,000円の減となっております。

次に、25ページ、資本的収入の部でございます。

目1工事負担金として給水工事負担金100万円を計上しております。

次に、26ページ、資本的支出の部でございます。

目1配水施設改良費、節5工事請負費につきましては、太田地内配水管布設工事跡舗装復旧工事を予定しております。

目1企業債償還金については、財務省財政融資資金にあつては14件、公営企業金融公庫22件であり、24年度が最終年度となります繰上償還金5,917万9,000円を含め、前年度に比べ2,956万2,000円の増の1億803万円を予定しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は2月27日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後4時28分）